

Title	東大寺宗性の『白氏文集要文抄』について
Sub Title	
Author	太田, 次男(Ota Tsugio)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1965
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.4 (1965. 3) ,p.87- 174
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000004-0087">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000004-0087</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 東大寺宗性の『白氏文集要文抄』について

太 田 次 男

## 序

宗性は凝然と共に、鎌倉期、東大寺に於ける最も傑出した学僧である。建仁二年（一二〇二年）長良流の藤原一族である、宮内権大輔藤原隆兼を父とし、宮内卿藤原永範の二女を母として生れたが、父早死のため、中納言藤原宗行の猶子とされ、十二歳（建保二年）の時、東大寺の人となった。入寺当時、養父宗行は造東大寺長官であったが、承久ノ変に連坐したため、罪を問われて鎌倉下向の途中、承久二年駿河に於て斬られた。

宗性は東大寺入寺後、道性のもとで先ず俱舎論の研究をはじめたが、貴族出身の学侶系の迎るべき順調のコースを歩み、三十九歳で、僧綱昇進の前提となる三会講師を遂げて、翌年権律師に任ぜられた。やがて、尊勝院々主、大安寺別当などを経て、文応元年（一二六〇年）、五十九歳で念願の東大寺別当の地位を獲ることになった。六十八歳のとき、権僧正に任ぜられ、弘安元年（一二七八年）七十七歳で入滅するまで、その学は華嚴をはじめとして、広く法

花、天台、法相、律、浄土にも及び、また、笠置の貞慶（解脱上人）に深く影響されて弥勒信仰に入ったが、旧仏教の中にあつて、信仰そのものによつて一般大衆に強烈な影響を与えるというよりも、一貫して学僧としての立場から、特に信仰の史的裏付けに努め、新しい教学の興隆に生涯を捧げた。後嵯峨上皇の信任も厚く、また諸八講の講師を経て、後には証義者として、始終、後進の教導にも力を注いだが、その永年に亘る学問的精進の成果は、経疏類の現存自筆本五百点余（大部分、東大寺図書館蔵）に如実に示されている。

老大な内典類の抄録と共に、『春華秋月抄草』をはじめとする願文・表白類の数多くの草案や、『讚仏乗鈔』『願文集』など、先人のそれを編輯書写したのも相当の数にのぼるが、一部の外典を単独に抄録したものとしては、ここに取上げた『白氏文集要文抄』がみられるだけである。宗性は書写に際しては、多くの場合、詳細な奥書を附してその理由を明かにしているが、この要文抄には書写事項以外には抄録の経緯を説明するに足るものは見当らない。ただ、わずか数個所に過ぎないが、本文中に覚書を施しているので、いまはそれらを手懸かりの一部にして、文集を抄出するに至った動機的一端について考察を加え、更に本文のテキスト上の問題にも若干触れようとするのである。

## 一

白氏文集要文抄は建長元々四年の書写と、その後二十数年を経た文永十一・建治二年の書写とがあり、前者は東大寺図書館に收藏され、後者は二分されて、正倉院聖語蔵と東大寺図書館とに蔵されている。

(一) 東大寺図書館蔵白氏文集要文抄 建長元年々四年宗性自筆本 一冊

表紙は本文共紙、厚手斐紙（三七・五×二六・〇糎）（但し巻一々八と巻九以後は異質）、表紙中央にある墨書の外

題、左下に権大僧都宗性とあるのも自筆である。両面書。仮綴。本文は白界（二七・六×二三糎）（但し卷八まで無界）、有界十二行、各行二十三字内外。注小字双行。全卷に読仮名を附し、行間処々に反切等の書入れを施しているが、一、二、五、六卷が特に詳細であるほかは、寧ろ疎である。外題にあるように、文集の卷一から卷二十まで、二百五十五首が抄録されているが、そのうち、卷三、四、七、八から採られたものは一首もない。但し、綴目端に自筆による通し丁数の記入があり、全六十七丁が（途中一丁だけ不注意による欠を除いて）通しになっているので、欠丁はないものとみてよい。

卷首綴目端に、

建長元年十二月廿九日於法性寺宿所始之 宗

とあり、また、卷末綴目端及び、卷末書写奥書はそれぞれ、

建長四年正月十三日書写之了 六十六 廿之五 宗性

建長四年正月十三日抄之畢 法印宗性

となつてゐる。

これは宗性四十八歳から五十一歳にかけてのことであり、当時は法印権大僧都として、諸所の八講、法会などに参加することも生涯のうち最も多く、極めて多忙であったことも一因になっているかも知れないが、全卷を一挙に書写することができない何らかの理由があったものと思われる。これは本文の書写形式の上からみても、詩の題名の書かれている位置や大きさなどが、卷九以後異つてゐることや、綴目端に書入れられた丁数の書き方にしても、卷八までが単に一十三の丁数だけであるのに対して、卷九以後では、

(卷九)

九ノ一 十四

九ノ二 十五

九ノ三 十六

九ノ四 十七

十二ノ一 廿八

十二ノ二 廿九

十二ノ三 三十

(卷十六)

十六ノ一 四十二

十六ノ二 四十三

十六ノ三 四十四

十六ノ四 四十五

十六ノ五 四十六

十八ノ五 五十六

(卷十九)

十九ノ一 五十七

十九ノ二 五十八

十九ノ三 五十九

十九ノ四 六十

十九ノ五 六十一

(卷十)

十八

十九

廿

廿一

廿二

(卷十四)

十四ノ一 三十五

十四ノ二 三十六

十四ノ三 三十七

一 四十七

二 四十八

三 四十九

四 五十

五 五十一

二十ノ一 六十二

二十ノ二 六十三

二十ノ三 六十四

二十ノ四 六十五

二十ノ五 六十六

二十ノ六 六十七

(卷十一)

十一ノ一 廿四

十一ノ二 廿五

十一ノ三 廿六

十一ノ四 廿七

(卷十五)

十五ノ一 三十八

十五ノ二 三十九

十五ノ三 四十

十五ノ四 四十一

(卷十八)

十八ノ一 五十二

十八ノ二 五十三

十八ノ三 五十四

十八ノ四 五十五

(卷十二)

十五ノ四 四十一

と記入されているように、統一を欠いていて、それらは断続的に書写された跡とみなすこともできよう。また巻五、十二の綴目にそれぞれ「今歳」「表紙」とあるのも同じような意味をもつ、心覚えであるかも知れない。少くとも、紙質、界の有無、丁数のつけ方その他から、巻八までと巻九以後には明かに断層がみられる。

(二) 正倉院聖語藏蔵「白氏文集要文抄」 文永十一年宗性自筆本零卷 一冊

いまだ閲覧の機を得ないが、京都大学人文科学研究所の平岡武夫氏の御好意により、写真を恵まれた。それによれば、これは明かに次の(三)東大寺図書館蔵本の首に置かれたものが分断されたものであり、末尾の「有感二首」(2229) (番号は花房英樹氏『白氏文集の批判的研究』所載、綜合作品表による。以下同じ)の三行目、

最関身安寝加飡飯忘懐任行止委命随脩短更若有興

は、(三)の東大寺図書館本の、

来狂歌酒一盃文

に接続し、每半葉十二行、各行、二十二字内外であるのも(三)の本文と合致する。

表紙はなく、従って外題は分らないが、巻頭には、

第五十一 文永十一年<sup>甲戌</sup>九月二十八日<sup>午時</sup>於海印寺本堂 hands 観自在尊  
御前略抄要文矣 権僧正宗性

と、巻次と識語とがあり、また、丁数を示す数字の下に、

文永十一年九月廿八日書之了

五十一之二 文永十一年九月晦日書之了

五十一之三 九月晦日書之了

と書写年月日が書入れられているが、この巻五十一の三丁まで、後欠となっている。読み仮名は附せられていない。注小字双行。

ここで、「第五十一」とあるのは、金沢文庫旧蔵本や那波古活字本と同じく、宗性の拠ったテキストがいわゆる前後集であることを示し、通行本では第廿一卷に相当する。ちなみに前後集本の構成に於ては、巻五十までが前集に属し、そのうち宗性が省いたと思われる、巻廿一から五十までを、那波本によってみれば、「（ ）」内は金沢文庫旧蔵本首題を示す」

巻第二十一 詩賦（詩賦凡一十五首）

巻第二十二 銘讚箴謡偈（銘賛箴謡偈凡一十二首）

巻第二十三 哀祭文

巻第二十四 碑碣（碑碣凡六首）

巻第二十五 墓誌銘

巻第二十六 記序

巻第二十七 書

巻第二十八 書序（書序凡五首）

巻第二十九 書頌議論状

巻第三十 試策問制誥

巻第三十一、六

中書制誥（一、六）

（第三十一中書制誥旧体凡二十七道  
第三十五中書制誥五新体凡五十道）

卷第三十七～四十 翰林制誥（一～四）（第三十八翰林制誥二擬制卅三道）  
（第三十九翰林制誥批答三凡五十五道）

卷第四十一～四 奏狀（一～四）（第四十一奏狀一凡一十一首）

卷第四十五～八 策林（一～四）（第四十七策林凡一十九道）

卷第四十九～五十 甲乙判（一～二）（第四十九判五十道）

となっている。また後集では、卷五十一から五十八までが詩作であり、(一)の要文抄第一も、詩作のみである前集の卷一から二十までが抄写されているので、(一)、(二)を通してみると、宗性は白氏文集のうち、詩のみを抄録したということになるわけである。

(三) 東大寺図書館蔵「白氏文集要文抄」 文永十一年・建治二年宗性自筆本零卷 一冊

(四)の後半の部分に当り、表紙も内題もない。料紙は厚手裴紙（三二×二六・五糎）、両面書。本文は白界（二七・五×二二糎）、有界十二行、毎行二十二字。注小字双行。読み仮名は附されていないが、唯、卷五十五については、抄録された十四首全部に亘って朱ヲコト点を加えられている。また、卷五十二には唐本との校語が一ヶ所みられる。

文集の卷五十一から卷六十までに亘って抄録が行われているうち、卷五十一～五十七までとは、卷五十二の五十二之二に当る一丁が欠と思われる、また、卷五十七に続く六丁（卷五十八と五十九の一部がこれに当る）が欠けているため、卷五十九の「華嚴経社石記」（2915）が前欠のままこれに続き、卷六十では「蘇州重玄寺法華院石壁経碑文」（2927）が賛の途中で以下欠丁となっている。もと、宗性の抄録は更にこの先まで続いていたものと思われる。また聖語蔵の分に接続し、元来巻頭からはじまる卷五十一の八首が、錯簡のため卷五十五の次に綴られているが、これを訂正して、巻次、丁数の順に綴目端に記入された書写事項を挙げれば次のようになる。

(卷五十一)

五十一之四 九月晦日於海印寺本堂書之了

五十一之五 文永十一年九月晦日書之了

五十一之六 文永十一年九月晦日酉時於海印寺本堂仏前抄之了權僧正宗性

(五十二卷)

五十二之一 文永十一年十月朔日午時於海印寺本堂書之了 宗性

五十二之三 十月一日書之了

五十二之四 十月一日書之了

五十二之五 文永十一年十月一日於海印寺本堂書之了 宗性

(五十三卷)

五十三之一 文永十一年十月一日書之了 面 宗性重

五十三之二 十月一日抄同書書之了

五十三之三 文永十一年十月二日於海印寺本堂書之了

(五十四卷)

五十四之一 十月二日書之了

五十四之二 十月二日書之了

五十四之三 十月二日書之了

(五十四之四、卷末)

文永十一年<sup>甲戌</sup>十月二日<sup>酉時</sup>於海印寺本堂十一面觀自在菩薩之御前  
書出之畢此間為觀音御厨子所寄宿此勝地也  
權僧正宗性

卷五十五以下は、卷五十四までの抄写後一年をおいた建治二年(1276)に再び始められ、

第五十五 建治二年<sup>丙子</sup>九月十四日<sup>申時</sup>於海印寺本堂千手觀自在尊御前  
始抄要文矣  
前權僧正宗性

と、卷次、識語があり、以下、綴目端の識語を迎れば、

一 九月十五日書之了

二 九月十五日書之了

三 九月十五日書之了

(卷五十六)

四 九月十七日書之了

五 九月十七日書之了

六 九月十七日書之了

七 九月十七日書之了

(卷五十七)

八 九月十八日書之

九 九月十八日書之了

十 九月十九日書之了

十一 九月十九日書之了

と続く。この次、六丁を欠いて、

〔卷五十九〕（前半欠、従って卷五十九の卷次はない）

十七

十八 十月廿六日於東大寺〔本寺カ〕尊勝院書之了

（卷六十）

十九

（以下欠）

となる。

これによって、卷五十一以下は海印寺と東大寺尊勝院との二ヶ所で書写が行われたことがわかり、また(三)に至って始めて、抄出の範囲が詩のみにとどまらず、文にまで及んだことを知ることができる。

## 二

宗性が多数の経疏類を抄写している中で、外典として、唯一つ白氏文集を取上げたことにはどのような意味があるうか。彼が貞慶に深く影響され、弥勒信仰に入ったことから、先ず白樂天の弥勒信仰との関連が一応考えられそうである。

白氏文集卷七十一、画弥勒上生帖記に、

白樂天年老病風、因身有苦遍念、一切惡趣衆生願同我身離苦得樂、由是命繪事按經文、仰兜率天宮想弥勒内衆、以丹素金碧形容之以香火花果供養之、一礼一贊所生功德、若我老病苦者皆得如本願焉、本願云何、先是樂天婦三寶持十齋受八戒者有年歲矣、常日日焚香仏前稽首發願、願當當來世与一切衆生同弥勒上生、随慈氏下降生生劫劫与慈氏俱永離生死流終成無上道、今因老病重此証明、所以表不忘初心而必果本願也、慈氏在上実聞斯言、言訖作礼自為此記

とあり、また卷七十、画弥勒上生幀讚并序にも、

於是、嵩等曲躬合掌焚香作礼發大誓願、願生内宮劫劫生生親近供養、按本經云、可以除九十九億劫生死之罪也、有弥勒弟子樂天同是願遇是縁、尔時稽首当來下生慈氏世尊足下致敬無量

とあって、弥勒信仰が表明されているが、同じ頃（開成五年）書かれた「画西方幀記」や「繡西方幀讚并序」などには弥勒信仰が述べられていて、特に弥勒信仰のみに進んだとは考えられず、信仰的に確たる立場があるとはいえない。宗性は中国及びわが国の弥勒信仰を史的に記述して『弥勒如来感応抄』（五卷）を著して、浄土思想に生きた多数の人を取上げたが、その中でも白樂天に触れられてはいない。平安時代に於て、慶滋保胤をはじめとする中下級文人達が、その人生上の指導を白樂天の浄土教的生き方に求めたのは事実であるが、先ず禪に興味を示し、晩年次第に浄土思想に傾いたとはいえ、根本的には現実を肯定する一種の樂觀的態度にとどまる白樂天から、深い信仰に生きた宗性が、宗教思想上、特別の影響を受けたとは考えられない。弥勒思想を記述している主著に於ては勿論、その他多くの草案類に於ても、更にまた、後にみる如く文集の本文の抄出に当たっても、思想的影響を求めて白樂天に接して

いるわけでないのは寧ろ当然のことであろう。

それにも拘らず、最も活動的な多忙な日常生活の中で、恐らく断続的とはいえ、書写のため四年に亘って文集と接触し、そののみならず、更に廿数年を経過した最晩年の、静かなる整理の時期に至って、再び抄録の筆をとって継続の意図を示したとすれば、そこにはまた別の意味から、それだけの関心と必要があったとみなさざるを得ないのである。いまその問題に立入るまえに、宗性に於ける文集の位置を若干知る意味から、そのテキストに触れておこう。

宗性がテキストを吟味し、由緒正しい本を尊重してそれを正確に書写したことについては、既に先学が指摘されてきたところであり、それ故、その書写にかかる多くの写本は学術的にも高い価値をもっているのである。

宗性は嘉禎二年（三十五歳）に『大宋高僧伝指示抄』を抄写しているが、その奥書に、

自嘉禎四年後二月一日午時至同六日午時於笠置寺福城院南堂記録之畢、此大宋高僧伝其本極為難得南都之中、唯有東

大寺東南院経藏、而多年雖致懇望廻其秘計、院家殊令秘藏不出、他所之間悲而累年、愁而送日之処、今感宗性求法之志、始被取出而借之持悦之余落淚潤袂、仍慙抽勇猛精進之誠心、広檢弥勒感応之先蹤之次、自余至要之処、

聊傍所記録也、（奥書句点は平岡定海「東大寺宗性上人の研究並史料」による。以下同じ）

と述べている。宗性は貞永元年（一二三二年）に笠置寺に参籠し、次第に弥勒思想が内に熟するようになり、翌年から『弥勒如来感応抄草』を抄し始め、更にその翌々年の嘉禎元年には弥勒思想に関する主著『弥勒如来感応抄』や、『名僧伝指示抄』『名僧伝要文抄』などを抄し始めている。この『大宋高僧伝』も、そういう内的活動の一環をなすものであり、従って、自己の宗教思想生活の上からみても、この書に接することは極めて意味深く、このような喜びを卒直に表明しているのも充分に首肯し得るところである。

宗性は単に思想、信仰を次第に深めるのみにとどまらず、高僧や信仰者などの史伝によってこれを跡づけようとしたが、その際にも、抄出の資料となる典籍類の由緒を重んずる傾向ははっきりと示されているのである。建治元年から笠置寺に於て抄出し始めた『華嚴宗祖師伝』上の奥書に、

建治元年<sup>乙亥</sup>晩夏之比、自華洛之西、栴尾之中、高山寺惠月房弁清之許、借寄此書之点本畢、点本殊為大切之間、

当卷者表誂東大寺住侶下野公瞻惠令書写之、裏誂春日山麓四恩院住侶願忍房覺玄令書写之、即誂彼院家院主如円房朝海、令付仮名并指姓畢、此裏書仮名并姓者、土御門大納言入道<sup>顯定</sup>之所記録也、以彼禪門自筆之点本写之、

可為無双之証本也而已、

とあつて、貴重な点本を書写し得たことに対する喜びが行間に溢れるばかりである。

また、同じく『華嚴経伝記』一（建治元年正月写）の奥書にも、

借得華嚴伝五卷点本之間、喜悦銘肝之余……

とあるし、こういう例は書写した多くの経疏類奥書の随所にみられるのである。このような何物にも代え難い喜びを、抄録し終ったとき、宗性は何処かに表明せざるを得なかつたであろうし、当然のことながら、借用者に対しては、必ずその所有者や所在を記して感謝の意をも表わすのである。

それはまた、可能な場合には校合の作業をも伴わしめる。貞永元年（三十一歳）、宗性は『梵網経疏文集』（外題、『梵網経疏下卷要文抄初度』）を書写したが、その奥書には、

梵網経軽戒已下并香象本疏下卷、自今月五日始披見之、至同十四日俱奉誂之畢、抑宗性出北城二親之家、而年尚焉、送星霜而二十四年入南都十玄之室、而日積矣、聚螢雪而六千余日、当宗之書釈習学雖運志、今此本疏更不披

見、疎学之至頗以恥身、日来之間乍思空過之处、当年三伏之候、五六兩月之間、專抽勇猛之信力故、着清淨之衣服、本疏三卷聊加一見畢、凡於今疏者、当宗学侶常不披之、去貞応年中尊玄権少僧都披見今疏雖抄、旧疑不終其功而入滅相、同淨影大師造花嚴經疏不滿其殘而徒息、亦異恵苑比丘(マコ)統香象解釈者歟、而宗性愚昧、身上僧律之威儀雖闕、浅才心底戒品之帰依尤深之間、引合光明皇后御本、唐本尊勝院經藏本已上三本、梵綱經并西小田原經藏本、道源得業本、已上二本、香象今疏読誦習学交合抄出、当日今時其功既終、去蕤賓之始企此勤之時、兼悲一部習学之功難満足、今林鐘之半終其功之日、忽悦三卷本疏之文悉当眼、是則今生第一之作善也、とみえる。

更に、

云願即以当山護法所經藏本、并本寺尊勝院相承之書、於弥勒堂交合被經藏唐本、というような校合に関する記事は他にも数多くみえるのであって、可能な範圍に於て、書写に際しては絶えずこうした態度をとっていたことを知りうるのである。

こういうことを考えに入れて、次に、宗性が白氏文集の本文にどのように接したかについて述べてみたい。これまでに見たように、宗性はその拠った本に対し、その由緒があればできうる限りこれを書き記すことに努めてきた。ところが、前述のように、白氏文集要文抄に於ては、単に書写了の日付とその場所が書かれているに過ぎず、その拠った本の詳細については全く知ることができない。そこで、ほど時代を同じくする金沢文庫旧藏本及びその中に書入れられている校語などを中心にして、要文抄の本文と比較しつつ、その原本について若干考察を加えてみよう。

現存金沢文庫旧藏本の筆写の時期は奥書からすれば、寛喜三年（一二三一年）から貞永二年（天福元年）（一二三

三年)の三ヶ年に亘って京都で行われ、宗性が要文抄を抄録し始めた建長元年(一二四九年)とは、寛喜三年を起点とすれば、これに先立つこと十七年である。そして刊本との比較(嘉禎二年、一二三六年)、吉田大式入道所資経本よりの加点(嘉禎三年、一二三七年)、菅大府卿証本との比較(寛元五年、一二四七年)、貴所之御本(冷泉家)よりの移点(建長三年、一二五一年)などが逐次加わって、現在の形になったものである。

要文抄のうち、この金沢文庫本と対校しうるのは卷六、九、十二、十四、十七、五十二、五十四、五十九の八卷(卷十四、五十九は未見、一部、金子彦二郎『平安時代文学と白氏文集 道真の文学 研究 篇』第一冊による)であるが、先ず、要文抄が刊本(摺本)に拠るか、或いはそれとの比較作業の手が加わっているかをみる意味から、金沢文庫本に書入れられている摺本よりの校語と、要文抄のそれに対応する語を比較すれば、次の通りである。

(金沢文庫本)	(要文抄)	(摺本)	同	同	同	同	同
曲江早秋(0398)			秋興已先悲	○			云
勿起臨風嘆	○	歎	歲月不虛度此身	○			設
禁中月(0401)			白髮(0424)	○			
人間見塵土汗清光		汚	酒病沉四支	○			肢
初見白髮(0403)			同				
未斫容鬢間	○	料	除却無生忍	○	○	○	○
金鬢子鬢日(0413)			秋口(0425)	○	○	○	○
応遲十二年〔五カ〕	五	○	池淺蓼落水	○			殘
曲江感秋(0417)			(0434)	○			
晚荷稍離	○	復	題贈定觀上人	○			光

曉別(0438)  
初到後浩々

○

別

長相思(0589)  
一日腸九廻

○

夜

(0442)  
新秋夕。

○

ナシ

送春帰(0592)  
淮擬五送潯陽春

○

再

同  
秋池明月

○

風

同  
猶恨々

恨

快

秋月(0446)  
夜初色蒼然

○

○

(0596)(詩の題)  
長恨歌

○○○

ナシ

同  
況是綠蕪地

光

況

同  
西宮南内。

○

苑

同  
落葉声築々

○

策

同  
青蛾。老夕殿

○

蛾

同  
栖禽尚不穩

○

棲

題草家泉池(1029)  
池上水深

中

中

生離別(0579)  
梅酸蘂苦甘於蜜

○

如

(1037)  
夢亡友劉太白同遊

○

士

同  
黃河水

○

ナシ

同  
昨夜夢中彰敬寺△

○△

ナシ△裏

同  
寒野曠

○

路

(1038)  
題此訣別

○

決

同  
憂積心勞

○

極

(1045)  
衰疾

○

病

浩哥行(0580)  
朱顏日夜不如故

○

漸

好酒(1057)  
綠醅酒

○

○

三月三日懷微之(1081)

風情亦暗銷

(1104)

赴忠州行至江陵已來途中

同

月射白沙明

(1106)

別微之於澧上

同

夷陵三宿而別

同

且欲記所遇之地

同

夷陵峽口月明夜

同

到天明竟不眠

同

関城迢遰

六年寒食洛下宴遊贈馮李二少年(3303)

得良辰亦難并

(3305)

閑夕

同

何法使之然心中

○

○

河

○

○

○△

已闌

ナシ舟

砂

○

○

寄

○

未

河

浪

多

ナシ△心

これによって、本文の相違が両者の間にあることは明かだ、宗性は要文抄の書写に際して、宋刊本に接していなかつた、少くともこれを底本としていなかったと見做してよからう。ついでに、金沢文庫本中、その拠る本が北宋刊本であると称せられる卷五十四と要文抄第五十四の十六首との本文を比較すれば、(管見抄及び紹興本をも併せみる)

(金沢文庫本)

(要文抄)

(管見抄)

(紹興本)

(2428)

池上早涼。

同

新晴水満池

(2435)

官衙俱是客曹郎

同(注)

緋多以鴈衙

○生

衙

○袍

—

—

—

○

○

ナシ



性みずからが書入れた校語ではないにしても、少くともこれによって、宋刊本が底本ではなく外の存在であるという意識を表明するものとみてよいであろう。

次に菅家本との関連である。当時博士家として紀伝では、菅家が独り振り、菅原為長は数代に亘って侍読の職にあり、長成、良頼など一族の者もそれ相応の活躍をしていた。

宗性は願文、表白文などの草案集ともいふべき『春華秋月抄』第十一の奥書で、

寛元二年五月二十一日午時故参大藏卿菅原為長之亭、对彼子息長門前司長盛朝臣所習学之趣大旨如此也

といっている。また、後に述べるように、宗性は表白文の添削や、外典の語釈について、長成や、公良、良頼に屢々教えを受けているし、表白文の草稿を頼んでいることもあるように、菅家との間柄は極めて密切であった。

金子彦二郎博士は金沢文庫旧蔵本が菅家本の重鈔ではないことを説明される一節で、

菅家本は、右奥書にも、特に「証本」と呼称せられて、他の諸本と別扱いを蒙り、又「多散ニ審ニ畢」「多散ニ蒙ニ畢」と記されてあることから観ても、如何に、それが権威視されてゐたものであるかが察せられ、従つて又、門外不出の秘籍とされてゐたであろうと言ふことも、土御門・順徳・後嵯峨五代の天皇の侍讀を奉仕した為長が、故人となつた（為長は寛元四年一九〇〇三月廿八日歿）翌寛元五年正月に至つて、始めて、其の借覧比較のことが営まれてゐることなどからも推せられるのであるが、かうした情勢から判断すれば、大府卿為長が未だ生存もし、活躍もしてゐた寛喜一八八九貞永一八九二年間などに、菅家本の貸出しや其の鈔寫が行はれてゐたとは、常識から観て到底考へられないやうに思ふ。（『平安時代文学と白氏文集』道真の文学研究 第一冊・一六四―一五頁）

とされたが、為長の朝、武両方面に対する書籍に対するかなり自由な態度をみれば、この論は証本をやゝ神秘視され

ている感を懐かせられる。宗性が要文抄の抄写に着手する建長元年は為長没後三年目に当るが、歿後ということ考慮に入れなくとも、菅家との間柄からいえば、或いは、その証本を借用することは必ずしも不可能であったとはいえない。まして、由緒正しい本をこよなく貴重視する宗性である。白氏文集の菅家証本、あるいは菅家本に宗性が注目し、これを書写することも充分ありうることといえよう。

金沢文庫旧蔵本で菅家本と対校が行われているのは、卷五十一以後とされるが、要文抄の中でこの菅家本の校語と比較しうるのは、卷五十二、五十四、五十九の三卷である。(卷五十九は、未見のため金子氏前掲本に拠る) いまそれを示せば次の通りである。

(金沢本)	(要文抄)	(菅家本)	同		
△(卷五十一)(2254)			何必更愁。悲	○	秋
和我年三首	知○○	△ナシ	開行簡恩賜章服喜成長句寄之(2435)		
(2255)			刮莎(注)		瑞莎
因談管蕭書	○		新栽梅(2446)		瑞草
(2256)			新種七株	○	栽
何当閣下来同拜	闕	闕	(2450)		
菅新酒(2271)			歳暮寄微之三首	○○	○○
擁褐裘直至齋	○	真	城上夜宴(2469)		
閑々(2305)			被呉(「姫」)勸不休	ナシ	姫
無煙筠簟清有露	○	畑	同		
(卷五十四)池上早涼(2428)			〔人生〕都是夢	人生	人生
新晴水満池	秋	○			

眼病二首(2477)

与夢得同發棲靈塔(2508)

治療何曾嗟

時

時

半月悠々

○

騰

同(2478)

(卷五十九)三教論衡(2920)

病根牢固去応難

○

治

宣發問

○

門

題報恩寺(2485)

晚晴宣野寺

○

清

要旨僧答不録(本文)

注文

注也

(2507)

宝曆二年八月三十日。

○

ナシ

又問所悦者何義

○

敬

これをみても、要文抄は菅家本よりも金沢文庫本の方に近いといえようが、もう一つ、既に金子彦二郎博士が金沢文庫旧蔵本と菅家本との異同を比較するため指適された個所(同博士、前掲書、一六六頁)、つまり金沢文庫本、「松江亭攜楽観漁宴宿」(2488)の上欄の注として書入れてある、

菅大府卿本以下有十五篇詩而摺本無之

より以下、無野の別種の料紙を継ぎ足した個所にある十五首に関することである。

この十五首の中で要文抄と比較しうるのは、「自思益寺次楞伽寺作」(2487)と「江上対酒二首」(2500)の二首に過ぎないが、前者については十五首の中での順序が異ると共に、

(菅本)

(要文抄)

朝從恩益峯遊後晚到楞伽寺

時

坐倚漁舟一自恩

魚

懸車十五歳

載

という相違がみられる。また後者については、菅家本が「江上対酒二首」と題して二首をつづけているのに対し、要文抄では二首の順序が逆となり、（うち一首は採らず）二首目にも「又首」（紹興本はこの要文抄の順序と同じであり、また二首目の「又首」が「又」となっている）という題を附しているのである。本文に於ても、菅本の「昏々」が要文抄では「昏々」とあり、また「客来存礼」が「客来在礼」となっているのである。こうみてくると、要文抄は少くとも菅家本の重鈔ではなく、また、恐らくは対校も施されていないとみなすのが穏当と思うのである。と同時に、金沢文庫本、菅家本、要文抄本文のいずれもが、それ程著しく離れたものではなく、寧ろ比較的近いものであることも改めて認めることができよう。

金沢文庫本には、「摺本」「菅家本」の外に、更に「イ」、「イ本」、「一本」、「或本」、「又本」と区別される数種の本文との校合が施されている。それらのうち、要文抄をも加えて比較しうる範囲のものを挙げれば次の通りである。

	(金沢文庫本)	(要文抄)	(或本)	(又本)	(イ)	(イ本)	(一本)
隠元(0232)	身適忘四友。	支				支	
婦田三首(0246)	為鳥有喬木	高					高
(0238)	内無憂患。	恙		恙			
(0249)	廻歎且為歌	歎					歎
閑居(0258)	誰能從我遊遣。君心無事	使			使		

(金沢文庫本)

(要文抄)

(或本)

(又本)

(イ)

(イ本)

(二本)

遊悟真寺詩(0264)

玉順山

(0269)

喜陳兄至。

勸酒寄元九(0416)

生有涯既不逐

白髮(0424)

零落在者仍別離

題贈定觀上人(0334)

身誤落聞見中

長相思(0389)

一夜魂九升。

送春歸(0392)

帝城送春猶恨々

同

能不加惆悵

(0596)

長恨歌(題)

對酒(1057)

浮生〔抵〕眼花

三月三日懷微之(1081)

每年狂醉是今朝

○

○

○

○

恨

廻

○△

存

△○

○

○

|

|

|

|

|

|

|

|

○△

|

|

|

|

|

|

|

|

△○

存

|

|

|

同

茲

|

知

恨

|

|

|

|

|

〔玉〕

|

|

|

|

|

廻

|

|

|

ナシ

|

|

|

ナシ

|

|

|

|

|

|

|

|

(1106)

十年三月卅日(題)

三十

三十

和我年三首(2255)

未遂高陽期

嵩

嵩

同(2256)

何当閣下来

闕

闕

管新酒(2271)

不語笑真寢無夢

○

直

安穩眠(2297)

日漸老

○

月

池上早涼(2423)

新晴水滿池

秋

秋

開行簡恩賜章服喜成長句寄之(2435)

緋多以鴈銜

○袍

○袍

城上夜宴(2463)

従道「人生」都是夢々

○

主人

(2507)

宝曆二年八月三十日

○○○

卅

与夢得同登樓靈塔(2508)

到棲靈第九層

○

栖

暮歲寄微之(2511)

才命不調「勻」

勻

均

これをみれば、異本として挙げられているものでも、他と全く異なる場合は少なく、その中には要文抄と同じであることも多いのであって、これらの異本群は相互にそれ程遠い関係にあったものではないといえるであろう。

最後に、金沢文庫旧蔵本の中で、「会昌四年」の識語があり、疑いもなく惠萼将来本の重鈔といわれるものに、卷十二、二十、二十五、三十一、三十三、四十一、四十四、五十二、五十九がある。このうち、要文抄と比較しうるのは、卷十二、五十二の二卷であるが、そのうち、卷十二について比較してみよう。要文抄に於けるこの巻での抄出はわずか七首であり、しかも長恨歌の如きはそのごく一部に過ぎないが、金沢文庫本に於ける摺本との比較も多く、従って、要文抄本文の性格もよく示されていると思うのである。

先ず「長恨歌」では、

(金沢文庫本)

(要文抄)

(摺本)

(那波本)

春風桃李花開日。

○

○

夜

秋。燈挑尽未能眠。

○

○

孤成

西宮南内。多秋草

○

苑

苑

遅々鐘漏。初長

○

始

鼓○

落。葉滿階紅不掃<sup>△</sup>

○

拂

宮△

霜花重

○

華

華

青蛾老

○

娥

娥

旧。枕故衾。

○

○

翡翠衾寒

と、他本との著しい相違は、金沢文庫本、つまり、惠萼将来本とすべて一致しつつも、尚若干の異同がみられる。

また「生別離」(0579)に於ても、

(金沢文庫本)

(要文抄)

(摺本)

(那波本)

生別離<sup>△</sup>

○

△

○

天寒野曠

○

路

○

甘於蜜

○

如

如

生離<sup>△</sup>別生離<sup>□</sup>別

○

極

○

と、同じ傾向がみられる。

更に、「送春帰」(0592)に於て、

帝城送春猶悵々

悵イ本、同

悵

悵

と、要文抄が金沢文庫本の異本類と連りつつも、宋刊本とは大きく相違する傾向を示すものである。また卷五十二からは要文抄には十三首抄出され、要文抄或いはその底本に於ける文字の欠落や誤字と思われるものを除いては、大きな相違は全くみられない。

これまで種々検討を加えた結果は、ここにみられる要文抄本文に関する限り、それは金沢文庫本に極めて近いが、宗性が特に由緒深い貴重本を底本として選択した跡は本文上からは見受けられない。つまり、当時一般に流布していた惠萼の系統を引く文集の一本を宗性も亦使用したに過ぎないという、極くありふれたことに帰着する以外にはないのである。そうして、要文抄奥書の書写事項が他の場合に比べて簡略になっているのも、底本のその反映とみなして大過ないであろう。またこういう結果は、宗性と文集との接触がかなり長期に亘ったとはいえ、その宗教活動や研学生活に於ける文集の占める比重を暗示するとみることもできはしなからうか。

### 三

既に述べたように、『白氏文集要文抄』抄出の意図については一言も触れられてはいないので、二つの点からこれに検討、考察を加えてみよう。

先ず第一は、『白氏文集要文抄』という題名からの考察である。つまり「要文抄」という用語をどういう意味で、

何に對して要文と意識しているかをみ、もしそれが明かとなれば、それを白氏文集にも及ぼそうとするのである。無論、この名称は後に触れるように宗性だけが使用しているわけではない。しかし、その使用の範圍については、おのずから、宗性自かの判断があるともみてよいであろう。

宗性の書写したもののうち、「要文抄」とつけられたものを年代順に、そして奥書のうち、必要に応じてその一部をも含めて列挙すれば、次の通りである。(○印を付したものは、外題と内題と一致するもの、△印は、内、外題異なるもの、×印は内題のないもの、×△印は、△印に準ずるものであることを示す。「」をつけたものは推定)

(建保四〜五―十六歳)

× (1) 断惑義章短冊雜要文抄一軸

建保四年十月一日……欲遂当年当寺法花会豎義之故也

建保五年九月廿八日西時欲遂当年大師講豎義之間注出之、

(承久元年〜三年―十八〜二十歳)

×△(2) 俱舍論第八・九卷要文抄一軸

承久元年正月九日、於東大寺中院隨及管見抄出之了、是則為勤仕当年俱舍冊講々師之故也、……今此要文者八九卷聽聞集論義要文也、

×△(3) 俱舍論第十卷要文抄上一軸

×△(4) 俱舍論第十一卷要文抄一軸

承久元年十一月廿一日未時於東大寺中院抄之了、是則依被請当年俱舍冊講結座講師、……第十一卷論義釈文取要所注之

也、

×△(5) 俱舍論第二十四卷要文抄一軸

承久元年八月之比、於東大寺中院抄之了、今此廿四卷者、当年世親講之当処也、

△(6) 俱舍論第二十五卷要文抄一軸

(内題) 俱舍論第廿五卷文集

自承久二年五月七日至六月二日、……仍処々至要少々注之、

×(7) 有宗雜要文抄一軸

承久元年十二月之比、……是則勤仕当年俱舍卅講結座講師之故也、

△(8) 探玄記第一卷要文抄一軸

(内題) 探玄記第一卷文集

自建保七年三月一日至同月廿二日……其時至要之文少々所抄之也、

△(9) 探玄記第七卷要文抄下一冊

(内題) 探玄記第七卷文集

承久二年十一月卅日……是則為当年宗卅講也、

△(10) 「探玄記第十一卷要文抄上」一軸

(内題) 探玄記第十一卷文集

・承久三年三月廿二日、今、此文集者是去年春夏之間所抄之也、

・此積深銘肝色専染愚心、偏当身上可恥可悲一段上文猶以至要也、……于時寛元三年十一月二十八日

×△(11)探玄記第十一卷要文抄下一軸

自承久二年正月七日、至同二月廿八日、探玄記第十一卷……經論之所說論義之問題、宗家之解釈、清涼之定判、処々之至要、漸々注之了、是則為当年仙洞御論匠当処之間、勵微力而抄之、

△(12)婆沙論抄要文抄一冊

(内題) 大毗婆沙論抄卷第一末

承久三年十月六日、於東大寺中院抄之了、

△(13)起信論別記要文抄一軸

(内題) 起信論別記文集

自承久三年七月一日、至同七月十五日、起信論別記奉誦道澄律師了、然間至要之文所注置之也、

(嘉祿二年—二十五歲)

△(14)法自相要文抄一冊

(内題) 法自相文集

嘉祿二年十一月四日時未於東大寺中院重加一見了、

為当年法成寺堅義也、

(寬喜二年—嘉禎元年—二十九—三十四歲)

×(15)華嚴宗別章疏要文抄一軸

寬喜二年七月八日時中於笠置寺東谷房書出之了、此兩三日之間、披見纂靈記、遊心法界記、旨歸之次、至要之文所抄出之也、是則雖卜居於草庵之別墅、猶運動(マカ)於花嚴之本教故也、

△(16) 梵網經古迹要文抄一冊

(内題) 梵網經文集

寬喜三年八月二十八日<sup>時西</sup>於東大寺尊勝院抄之了、梵網經并太賢師古迹、自今月三日始披之、至同十九日奉誦之畢、抑宗性受人身而已、累三十廻之秋霜、学仏教而雖聚十八年之春雪、於今經并古迹者未披其文、而宿善自催、今時習学、

×△(17) 探玄記第十七卷要文抄一冊

寬喜三年正月晦日<sup>時午</sup>東大寺尊勝院抄之了、今此探玄記第十七卷者、去年宗三十講之当処也、……至要之文抄出之也、

△(18) 梵網經疏上卷要文抄初度一冊

(内題) 梵網經疏文集

貞永元年五月十八日<sup>時西</sup>於東大寺中院抄之畢、……抑宗性菩薩戒品信仰思深之間、去年之秋八月之比、梵網經一部、太賢積兩卷、習学既訖、……遂証唯識唯心之理矣、

△(19) 梵網經疏下卷要文抄初度一冊

(内題) 梵網經疏文集

貞永元年六月十四日……当宗学侶常不披之……宗性愚昧、身上僧律之威儀雖闕、浅才心底戒品之帰依尤深之間……染翰墨記錄要文要処之終亦唱、

△(20) 探玄記第十九卷要文抄一冊

(内題) 探玄記第十九卷文集上

探玄記第十九卷文集下

貞永元年十二月六日<sup>時西</sup>於東大寺中院抄之畢、今此探玄記第十九卷等者、依為当年宗三十講之当処、……參籠笠置寺之

時、当年三十講所談之處、晉周二經之文、玄記疏鈔之積悉奉誦之畢、

×(21)華嚴經觀世音菩薩感応要文抄一冊

貞永元年六月晦日時巳於東大寺中院抄之畢、抑、宗性去々年秋比、參籠笠置寺以來、偏帰依弥勒、雖欣求都率觀自在尊之悲願、殊致信仰補陀落山之往生、亦為所望之間、自去廿五日至今日今時、花嚴經内宗家積中說觀音住処相之文、述大士誓願之積、随思出而集之、……

△(22)西方要決要文抄一冊

(内題) 西方要決文集

天福元年九月八日時午於東大寺中院抄之畢、……西方要決、去八月十四日……專凝信心故、着淨衣奉誦之畢、

△(23)華嚴文殊師利菩薩感応要文抄一冊

(内題) 華嚴經入法界品智照無二相善知識文集

天福二年五月三日時酉於東大寺中院抄之畢、抑、宗性近年之間、聊有誓願、其趣何者、抄出華嚴經中說弥勒觀音、普賢文殊四聖功德之文、朝暮習学寤寢誦誦以祈自身之菩提、以開後輩之惠解也、而觀音大士利生之文、去貞永元年六月之比、聊令抄出畢、文殊師利感応之文今所記錄也、

△(24)華嚴經普賢菩薩感応要文抄一冊

(内題) 華嚴經入法界品頭因広大相善知識文集

天福二年五月七日時未於東大寺中院抄之畢、……凝精誠懇抽信心、今此普賢菩薩誓願利生之文所抄出之也、

×(25)名僧伝要文抄一冊

文曆二年五月晦日時午於笠置寺福城院南堂書写之畢、抑宗性自去十三日參籠当山名僧伝三十卷中令抄出、弥勒感応之要

文之次、其外至要之積、聊所記置之也、

(曆仁元年一三十七歲)

○(26)大宋高僧伝要文抄上一冊

(内題同じ)

嘉禎四年四月四日西時於笠置寺福城院南堂抄之畢、……参籠当山抄出弥勒如来感応要処之次、至要之文亦所抄出也、

○(27)大宋高僧伝要文抄下一冊

(内題同じ)

嘉禎四年四月十二日西時於笠置寺福城院南堂抄之畢、

参籠当山抄出、弥勒如来感応要処之次、至要之文亦所抄出也、

(仁治三・寛元元年一四十一〜二歳)

△(28)探玄記第七卷要文抄二冊

(内題) 探玄記第七卷文集

仁治三年四月一日未時至同十六日未時对実弘法師奉読探玄記第七卷畢、同十八日西時於同所聊抄出当処六十花嚴経并探玄記

之要文畢、此処八十花嚴経并疏演義鈔之要文漸必可書入之矣、是則為自来二十三日被始行去年之分、探玄記三十講之

当処之間、近日殊所習学也、

△(29)梵網経疏上卷要文抄一冊

(内題) 梵網経疏上卷抄

仁治四年三月三日午時於東大寺西塔院抄之畢、三卷今抄出今時終其功、……凡自去正月二十一日至今日今時忘他事勵此

勤、三卷本疏兩遍讀之一部要文諸処抄之、

△(30)梵網經疏中卷要文抄一冊

(内題) 梵網經疏中卷抄

仁治四年二月二十日<sup>時西</sup>於東大寺西塔院抄之畢、……殊為至要之文頗難得意之積……

(建長元年—四十八歲)

○(31)探玄記第十四卷要文抄第三 一冊

(内題同じ)

建長元年四月二十八日<sup>時午</sup>於東大寺尊勝院中堂東廊、探玄記第十四卷之内、至要之文論義之積、聊抄出之畢、探玄記第十四卷者、為去年華嚴宗三十講之配文之間、彼具書等、稽古習學之次、為備後日之披見所抄当処之要文也、願以之為始、遂抄華嚴一部之要文、願以之為緣必預慈尊三會之引接而已、

×(32)日本高僧伝要文抄第一 一冊

建長元年十月五日<sup>時巳</sup>於東大寺知足院別所信願上人御房御菴室抄之畢、……漸々抄出諸伝記之要処畢、是偏為忍先賢之遺德、為勸後昆之修學也、

×(33)日本高僧伝要文抄第二 一冊

建長元年<sup>時巳</sup>七月晦日<sup>時申</sup>於東大寺知足院別所信願上人御房御菴室抄之畢、

○(34)白氏文集要文抄第一

(内題、白氏文集要文抄)

・建長元年十二月十九日於法性寺宿所始之

・建長四年正月十三日書寫之了、

(建長三年—五十歲)

× (35) 日本高僧伝要文抄第三 一冊

建長三年<sub>亥</sub>十月一日於東大寺知足院……是偏為闡昔勸今見賢思齊也、

(建長四年—五十一歲)

× (36) 維摩經章安疏要文抄第一 一冊

建長四年秋冬之候、於東大寺尊勝院中堂東廊抄之畢、近年常被召 仙洞最勝講之處、天台宗論義頗依為難得、為撰求之雖抄出之……

× (37) 維摩經章安疏要文抄第二 一冊

× (38) 維摩經章安疏要文抄第三 一冊

× (39) 維摩經章安疏要文抄第四 一冊

○ (40) 法華經論義要文抄一冊

(内題、同じ)

建長四年三月九日<sub>時</sub>於東大寺尊勝院中堂正面書寫之了、去二月之候、勤仕 後鳥羽院御八講之時、自延曆寺智円法印之許、借得法華要文抄一帖之次、為後覽要寫之畢、

○ (41) 法華經論義要文抄一冊

(内題、同じ)

建長四年七月三日時午於東大寺尊勝院中堂正面書寫之畢、去五月十九、二十兩日勤仕弘誓院御八講之時、對延曆寺信承法印、疑問法華教主三身中為報身為當可応身耶、住果緣覺可來三周會座耶云論義之間、為披見彼兩條論義文積、自延曆寺智円法印之許、借請管見抄、法華一并三周義上之次、為自宗積可備潤色之処々、對他門人欲致疑問之文々、扨要而聊寫之、省繁而重抄之、

抑、今日者是法勝寺御八講之初日也、宗性一座講師也、去宝治二年參勸已訖、証義者扨未奉、其望之間、此四ヶ年參仕中絶畢、仍依有公請之隙、慇勵書寫之功、……

(建長五年—五十二歲)

×(42)天台宗三身義要文抄上一冊

建長五年八月二十四日時未於仁和寺本堂之北面門前慶深蓮祐房之住房之中、地藏堂之北庇拭老眼寫之畢、去五月仙洞最勝講之時、延曆寺經海法印對宗性疑問金光明經所說三身中扨他受用報身耶云論義畢、其後為檢彼文積、自延曆寺智円法印之許、借得管見抄之中、三身義文集之次、為備後覽所書寫之也、

(建長七—八年—五十四—五歲)

×(43)華嚴經感応要文抄

建長七年春二月上旬之候、……抄出華嚴經普賢行願品別行疏下卷并隨疏義記第五卷要文之時……

×(44)天台宗三身義要文抄下一冊

建長八年辰丙三月六日時午於嵯峨釈迦堂西大門之北辺、称願房住房書寫之畢、

此書者延曆寺智円法印之本也、……一期終焉之秋暮、送神魂於兜率天上、三會下生之春朝、施引扨於龍華樹下而已、

(正嘉二年—五十七歲)

○(45)摩訶摩耶經疏要文抄一冊

(内題) 摩訶摩耶經并疏要文抄

正嘉二年<sup>戊午</sup>二月十五日<sup>酉時</sup>於東大寺知足院別所草菴抄之畢、自去正月十五日至同二十一日於此草菴奉讀今經并疏畢、其

後數日參籠此地抄出至要之文々……撰要而書置之、

時は二月半、彼岸時正之良辰也、祈覺藥而添匂所、亦故実弘法師修学之古跡也、

(文永七年—六十九歲)

×(46)天台宗雜要文抄第二 一冊

今此文集者、宗性為權大僧都之時、諸家八講之砌、問答論義之庭、或為問用、或為存知、管見所及雖記置之、年來懈怠不及結集、書籍之中相交在之、而今年齡徒闌七旬、余算既迫一瞬之間、散在自抄結集調置之次、此文集新為表紙初書外題畢、

文永七年<sup>庚午</sup>七月二十四日<sup>午時</sup>於東大寺知足院之草菴記之耳、

(年次不明)

(47)唯識論章要文抄一冊

の四十七部がある。

これを見ても分るように、内、外題が一致しているものは七部に過ぎず、外題が要文抄で、内題はただ文集などとなっているものが比較的多いのである。また、内題がなく外題が要文抄となっているものは、(46)の奥書例によっても

明らかのごとく、論義の必要などから諸書より抄出して編集されたものであるため、元来標題をつけ難いものもあり、(1)(7)(15)(21)(25)(32)(33)(35)などはそれに該当するとみてよからう。

(6)の「俱舎論第廿五卷文集」に外題として「俱舎論第二十五卷要文抄」と書き加えられた時期は明らかにはなし難いが、草案集のような場合は、その散逸を防ぎ、使用の便を計って屢々その整理を行っていることがわかり、それは実用の意味からも当然であろう。これを、主として表白文を集めた『春華秋月要句抄』についてみれば、寛喜四年、三十一歳のとき、「散在之書披見有煩故也」として整理、編集を行っているものに、文永六年に至って「仍新為軸表紙書外題了」と書き加えているので、要句抄という名称を以て呼ばれるようになったのは恐らくこのときからであろう。草稿の断片が最終的に整理され、これに表紙や外題をつけるという記事は他にも多く、こういう仕事は晩年の宗性の生き甲斐の一つでもあった。(46)をも含め、「要文抄」という外題をつけて、最終的な名称にしているのも、こういう作業の一環をなすものとみてよからう。ただし、内、外題ともに「要文抄」とした初例は既に暦仁元年(三十七歳)の『大宋高僧伝要文抄』にみられるので、この名称の使用は必ずしも晩年に至って始まったものとはいえない。

次に、「要文抄」という名称がつけられる場合を、書写した本の内容によって分類してみると、三十講とか法華八講とかの具体的行事への準備を意識しつつ集められたものが多類を占めていることがわかる。ここに於ては、「至要之文抄出」に於ける至要にはそういう具体的意図が加わっていたことは否定できないのである。これは(46)の文永七年に外題として、『天台宗雜要文抄』を新たに書き加えた宗性の意図に連るものと思われる。つまり、宗性が要文抄という名称をつけたとき、法会に於ける論義という具体的行事を頭に画いていることがかなり多くあったことは推測に難くないのである。もっとも、こういう場合に、更に「用意抄」という名称を使うことも十数例あるが、この場合は

『天台宗疑問論義用意抄』などのごとく、要文抄より更に具体的で、これは或る特定の行事に対する準備そのものである。要文抄という時には、具体的意図があるには違いないが、そのみに止まらず、もう少い広い修学的意図や後輩を考えに入れての編集意図も加わっていて、両者の間には若干の距離がある。

また、(40)の『法華経論義要文抄』の奥書をみれば、「要文抄」という用語が智円所持の『法華要文抄』にみられるように、宗性のみによって使用されたものでないことは明らかである。ただ延暦寺の智円法印とは法会を通じて既に親交があつて、この奥書に見られる両者の交渉も建長四年二月二十二日の後鳥羽院御八講の場に於けるものであり、その時借用した『法華要文抄』を後覧に備えて写し、それを名づけて『法華経論義要文抄』と、さらに論義という言葉を加えて内容の性格を一層明確にした。(41)は(40)の下巻に当るが、これは同じく建長四年五月十九、二十日の弘誓院八講の時の論義を更に検討するため、同じく智円法印から管見抄、法華一并三周義を借用したついでに、矢張論義のために抄出したとある。とすれば、智円から借用したのはいづれも、八講に於て天台の論義に備えるための参考書としてであることは明かであり、智円がこれらを選択して宗性に借したとすれば、それらの本も内容的に宗性の目的に応ずるものであつたに違いない。従つて、宗性が法華要文抄に対するとき、論義との関連をぬきにしては考え得なかつたといつてよからう。

無論、要文抄という用語はただ論義と結びつくだけではない。(21)(22)(23)(24)(25)(26)(27)などのように、弥勒信仰に結びつくもの(名伝僧、大宋高僧伝もその意図からすればこの中に含めうる)や弥勒信仰へ決定的影響を与えた貞慶の戒律への業績を追慕する意味合いをもつ、梵網経の研学に関するものがあり、ここではその奥書でも知られるように、熱烈な信仰的言葉が屢々述べられているのである。

宗性の要文抄に関する用語例からすれば、その文の性質には以上大別すれば二つのものがあつた。その中にあつて、宗性が白氏文集にもこの名称をつけたとき、前述のごとく、白楽天やその文集を信仰とは一応切離していたとすれば、矢張白氏文集を入講とか、論義とか、そういう行事と何らかの形ちに於て結びつけ、その為に至要な文であるという意識を、この名称の中に既に含めていたとみてもよいのではなからうか。

#### 四

白氏要文抄々出の意図について考えうる第二の手懸りは、第一のことゝ自ずから関連することになるが、宗性自らが要文抄本文に中に加えた覚書である。

それは、

#### 第十一初入峽有感 (0525)

集云、上有万仞山、下有千丈水、蒼々兩崖間、濶狹容一〔箋〕文

西園寺等八講之時可為之

#### 寄王質夫 (0532)

集云、旧遊疑是夢、往事思如昨、相憶春又深、故山花正落文

成恩院八講之時可為之

#### 哭諸故人因寄元八 (0551)

集云、昨日哭寢門、今日哭寢門、借問所哭誰、無非故交親、偉卿既長往、質夫亦幽淪、屈指數年齒、收涕自思

身、彼皆少於我、先為泉下人、我今頭半白、焉得身久存、好在元郎中、相識二十春、昔見君生子、今聞君抱孫、存日尽老大、逝者已成塵、早晚升平宅、開眉一見君文

勸若少逝去人之唱導之時可用之

第十三重到毓財宅有感 (0655)

集云、欲入中門淚滿巾、庭花無主兩廻春、軒窗簾幕皆依旧、只是堂前欠一人文

去宝治 年成恩院八講之時円成法印為之

感故張僕射諸妓 (0662)

集云、黃金不惜買蛾眉、揀得如花三四枝、歌舞教成心力尽、一朝身去不相隨文

妻子弥宝及王位唯命終時不隨身之文可积合之

第十八德宗皇帝挽歌詞四首 (1185)

集云、執象宗玄祖貽謀啓孝孫、文高栢梁殿礼薄霸陵原、宮仗辞天闕朝儀出国門、生成不可報三イ本二十七年恩文

私云十月坊城殿御八講之時可用之

第十九後宮詞 (1228)

集云、雨露由来一点恩、争能徧布及千門、三千宮女燕支面、幾イッ個ハッ春ラ来ノ無ト淚コ痕ロ 文

私云 後鳥羽院御八講等之時可為之

第五十六寄劉蘇州 (2700)

集云、去年八月哭微之、今年八月哭敦詩、何堪老淚交流日、多是秋風搖落時、泣罷幾廻深自念、情来一倍苦相

思、同年同病同心事、除却蘇州更有誰文

私云力今殿事可思之

という、八個所に施されたものであり、主として八講と白氏文集との関連を示唆するものである。既に前章の諸要文抄の奥書にもみた如く、宗性の修学の具体的動機の一つは八講や論義と密切な関連をもっているが、白氏文集がこういう行事の中に入り込むだけの意味が果してあるのであるのか。以下、これについて考察を加えてみよう。

それに先立って、一応宗性をとりまく環境及び修学の過程について述べれば、早く父を失い、葉室流の中納言藤原宗行（造東大寺長官在任）を養父として東大寺に入寺した宗性ではあるが、その出自からみて、そのこと自体に無論政治的波紋を投ずる程の意味はない。しかし、東大寺に於ける最初の師が道性であり、——平岡定海氏によれば、宗性の宗は宗行からとり、性は道性からとったであろうとされる——時の公家側の代表者である九条兼実の弟、兼房が道性の祖父に当り、兼房の弟に恵信（興福寺別当）、信円（大僧正）、慈円（天台座主）がいたという、血族の各寺院への配置を考えれば、藤原氏の興福、東大両寺に対する、寺院の貴族化と、子弟の没落を防止するという、平安時代以来の伝統的政策が如実に感ぜられると共に、藤原氏の末流として、中下級貴族出身の宗性にも、

己藤氏一門之累葉也、春日四所定業擁護、又桑門八憲之法器也（『春華秋月抄』第一）

にみられるように、藤原一族としての自覚を担わされていたことは否定することができないのである。

但し、九条家出身の道性の庇護の下にあるとはいっても、門閥の直接的強力な支えをもたない宗性にとって、東大寺に於て頭角を表わすためには、先ず学侶としての途が残されているだけであった。それは具体的には、論義、問答に秀いで、やがて三会講師を遂げて僧綱をうるという順序が予定されることを意味する。

いま宗性の修学経路を辿るとき、先ず俱舍論の研究から始まり、華嚴教学への理解が深まっていったが、その生涯に亘る学侶の途を大別すると二つの流れを認めることができる。勿論この両者は相互に関連する面をもつが、その一つは特に寛喜元年以後、貞慶に影響されつつ、次第に明かになる自己の中心的信仰である弥勒信仰及びその中国、日本に於ける史的研究であり、もう一つは元来、東大寺は八宗兼学の性格をもつてはいたが、具体的には僧綱をうるという一つの目的が實際的刺戟となって、華嚴はいうに及ばず、広く各宗派に亘る修学が次第に深められていくということである。

その弥勒信仰にはいま触れないが、後者についての活動情況は、末尾附載の別表宗性略年譜中の「八講・論義」の欄に示した通りである。承久三年、二十歳のとき抄出した『有宗疑問用意抄』第二の奥書に、

承久三年三月五日戌時於東大寺中院注之了、随公請之志深故、当年青陽之比、所注置之也矣、  
とあり、同年四月から抄出を始めた、『最勝講問答記』の奥書にも、

承久三年二月十二日、於東大寺中院書写之了、随公請之志是深、交学道之思不浅之故也、後覽之輩必可哀之矣、  
とあるように、既にこの頃には論義への参加準備が着々と進められていた。ここに公請とは、朝廷が主催する法会に、勅旨、綱所の牒を以て朝廷より招請することであるが、特に興福寺の維摩会、薬師寺の最勝会、宮中の御齋会は三会といわれ、公請をうけ、そこでの講師をすべて遂げることが僧綱をうるための必修不可欠の条件とされていたのである。

仏会に於ける論義について、宗性はみずから、

抑宗性同建保六年十二月廿五日令勤仕俱舍卅講々師了、凡愚身所作殊勝之由一寺之沙汰万人之美談也、来慶賀之

人是多、送賀礼之輩又繁、東大寺別当法院権大僧都定範殊又称美之、愚身之面目何事如之、(『俱舍論第八・九卷要文抄』奥書)

と述べ、また、

今年維摩堅義所作優美之由、兩寺之沙汰万人之称美也、一身之面目何事如之哉、(『俱舍論第九卷文義抄』第四奥書)と、他から受けた賞讃の辞を率直に書き留めているが、これは宗性、十七歳から十八歳にかけてのことである。ここに定範の名がでてきているが、既に若年から東大寺の期待を担っていた様子がこれによってもうかがえるのである。

年譜にも見られるように、その後宗性の準備は着実になされ、また他宗の僧侶との論義に備えて、天台、法相などと、多方面に亘っても研学は進められたが、二十四歳のとき、『季御読経番論義問答記』を書写し終って後、

夫、如鳥鷺写之、雖恥後輩之甚嘲、拾螢雪而書之、偏期前途之早遂、

と述べざるを得なかったところに、積極的な姿勢を以てひたすら勉強にいそしむ若き宗性の姿がはっきりと描かれているといえる。それ故一方に於ては、寛喜元年、廿八歳のとき、当年の最勝講聴衆たらんとして愁状を書き、

爰宗性嗜夜学而幾多日螢雪雖疎、仕朝廷而□箇年星霜頻移、即宗性以後初列法勝寺聴衆之者、或昇綱位之崇班、

或<sup>(任)</sup>□講師之恩請 (『法勝寺御八講問答記』一、紙背)

と、不満の意を敢て隠そうとはしなかったし、『春華秋月抄草』二の紙背文書(年代不明)に、

抑来三月最勝金剛院御八講所望之志深候、評定之時令申入給候哉、去年も申所望候之処、三ヶ度御八講俱不被召候之間、殊歎思給候、常時随大小公請事、当寺之中只宗性一人無縁之身、旁奉公之候、且可有御哀憐候之間、添御詞令披露給候者、尤本望候歟

ともいい、また、こういう心情の裏返しとして、二年後の寛喜三年十二月十日の夢見を特に書き留めて、寛喜三年十二月十日夜時寅夢見之、学修房已講円成房得業対面之愚身極甘三取之表、遂三会講師之相也、又円成房得業甘子ヲ宗性ニ賜之同表此相也、仍覺了、干時天晴無雙吉夢也、遂講無疑々々、(『春華秋月抄』一)と、計らずも内面の欲望を表出することもあった。

しかし乍ら、この寛喜元年から二年にかけては宗性にとって重大な思想的転期に立つ時でもあった。因明の研究と貞慶一門の覚遍との親交の間に、次第に貞慶への思慕が深まり、思想的には阿弥陀信仰から弥勒信仰への転換がみられるのである。宗性はその間のことについて、貞永元年六月に、

抑、宗性去々年(注、寛喜二年)秋比、参籠笠置寺以来、偏帰依弥勒、雖欣求都率觀自在尊之悲願、殊致信仰補陀落山之往生(中略)就中自去嘉祿二年十月之比、入興福寺光明院法印干時大僧都覺〔遍〕一門室之間、彼師範笠置寺上人貞慶御事専奉帰伏耳、而彼上人早乘觀音大士之悲願、已遂補陀落山之往生云事、現証之所示非一夢想之所告亦多者歟、爰宗性今世不拜彼上人之恨、銘心肝而尤深、後世值遇彼上人之志、徹骨髓而專切、願与上人同生觀音補陀落之堺、願与上人俱詣弥勒都率天之砌、世々習学大慈悲之法門、生々経曆地前地上之修行、遂成無上之仏果……

(『華嚴経觀世音菩薩感應要文抄』)

と述べて、貞慶への追慕の誠を致し、更に天福元年には、

抑、宗性、自去寛喜二年六月二十日参籠当山(注、笠置寺)以来、慈尊帰依之思、銘六情、兜率往生之望徹一心之間、年々参籠已及五年了、就中若夫宿縁之所候歟、将又暫時之安立歟、日来頗隱遁之志是切、交衆之儀甚倦之上、今日今夜思定一向籠居之由畢、(『弥勒如来感應指示抄』第一)

と、籠居の決意をすら表明するまでに至っているし、自から「今為笠置之隠士」(『春華秋月抄』一)ともいっているが更に語をついで、

当山本尊弥勒慈尊、般若台本尊文殊大聖、令今一念発心永不退転矣、非大聖之冥感者争遂此望哉、凡夫之習独悪之今、妄執易萌垂願難成、護法善神必成此願矣、

とつけ加えざるを得なかったところに、徹し切れぬ苦悩がまざぐくと感ぜられるのである。『禁断悪事勤修善根誓状抄』、文暦二年の記述と思われる中に、

一、設雖為名利学聖教、必可廻向無上菩提事

とあるのも、内心の矛盾の一表現であろう。以後笠置の地は、宗性が貞慶を憶念追慕して共に生きる場所であり、また永く思索と著作編纂のための最適地とはなったが、結局隠遁は実現しなかった。貞慶ですら、遂に貴族社会から超脱して、名利から自由になることはできなかったのである。

仁治元年(一二四〇)正月八日、宗性は既に卅九歳であったが、三会のうち最後の宮中御齋会に講師として参じ、永年の念願であった三会講師を遂げることができた。

凡孤露之身、不凶悉遂三会講匠螢雪之勤不空、既滿一期本望、是偏三宝加被之力也、豈非諸天擁護之故哉、志之所之可悦可幸者歟、(『御齋会取勝問答記』延応二年、奥書)

と述懐し、更にその四月二十五日に、

三会俱終一身徒然之間、(『三会勝鬘講問二明論義抄』)

といっているのも、直後の偽らざる実感であろう。

そして翌年の仁治二年、正月十四日に再び御齋会に参じ、公請勞によって始めて権律師に任ぜられた。たゞ、その前年十一月に権律師に補せられんことを請う文の中で、

後進超我之輩亦多在南都在北京、(『春華秋月抄草』十四)

とか、

宗性独乍帶數年之奉功空不浴一割之恩慈、雖恨微運之至拙、只悲沈滯之無比、依之決択學道之庭、其恥是多、出仕交衆之砌其勇尤少、(同)

などと述べているのも、見逃すことはできないのである。

権律師以後の宗性は、年譜にもある通り、建長六年頃までは特に参加八講は公請のもの以外に、各家に催される私的なものも多く、「抑、宗性依世路之尪弱、勤諸所之八講之間、今年中(注、寛元四年)既及二十余度」(『春華秋月抄草』第二十)や、「処々八講之庭、連々出仕」(『諸家八講疑問論義用意抄』二)とある通りであり、最も充実した時期でもあった。しかも、その間も「終夜止眠遲筆励功」(『文句第五卷抄譬喩品』)、「終夜染筆不休不眠写之畢」(『文句第九卷末第十卷始抄』)、「自去十二日酉時、至今日(注、十四日)今時出仕之隙、休息之時忘寢食而染筆推身摧心、而写之畢」(『文句第十卷抄中』)と述べているように、猛烈な勢を以て写本に精を出し、『諸宗疑問論義本抄』(九帖)、『諸宗疑問論義抄』(廿二帖)、『諸家八講疑問論義用意抄』(三帖)などという大部なものゝ抄録が続々と進められていったのである。『白氏文集要文抄』もこういう最も活動的な時期に抄写されたものゝ一つである。そして、白氏文集要文抄の帖中の覚書の書入れにある、西園寺、成恩院、坊城、後鳥羽院などの八講に、宗性は生涯に於てそれ〴〵、六度、十四度、十三度、十二度というように、しばしば参加しているのである。

以上、白氏文集要文抄成立頃までの宗性の生活を、八講や論義との関連に於てみてきたが、精力的に書き集められた古くからの論義問答の老大な集積の中に、白氏文集の詩文が引用されているのは見当らない。それは飽迄も宗論であり、いわば思想の問題であった。しかし乍ら、この章の初めに挙げた白氏文集要文抄採録詩の数首に加えられた宗性の覚え書きが、文集と八講との関連を示唆しているとすれば、次に八講などの法会に必ず附随する表白や願文と、文集との関連についても検討しなければならない。

八講に於ける中心行事は飽迄も論義であり、そこに交される問答を通して、参加者の優劣は明かとなり、優美な才能は参列者に強く印象づけられる結果となる。しかし乍ら法会開催に当っては、始めにその法会が営まれる意味を説明することを主眼とする表白文が読まれることを常とし、その作文の任にも、普通当日論義を行なう人がこれに当ることになっていた。それは純粹に宗教に関するのではなく、寧ろ多分に文学的素養を必要とするものである。

『維摩会表白抄』に、寿永二年探題覚憲法印の表白の一部があるが、

道樹悴カシケテ而、二千年未萎者、奄羅之花

惠日カスカニシテ幽而、五百廻猶明者、浄名室之月

聽聞之間此句神妙ニ聞キ何泣之

にも示されるように、それは論義にも増して、聴聞衆に直接訴える力をもっていたに違いない。また公請の法会では必ず願文が読まれ、経釈がなされるので、学侶の途をゆく者としては、論義と共に、この面での教養も不可欠なものとされた。八講に於ける論義と共に、この表白や願文という一種の美文作製は、八講参加者のその方面での才能を貴顕に示すこの上ない機会となるのも自然のことであった。

宗性に関するこの点での活動は、一応年譜の表白・願文の欄に示したが、既に東大寺入寺より二年後の十五歳のときから、願文の書写が始められている。『祖師法印中陰願文集』がそれであるが、その奥書に、

抑、文花者有才之所嗜無才何嗜、風月者先賢之所好、後賢豈不好乎、仍同学問之余暇、得念珠之其隙書写了、と、若年ながら、この方面にも並々ならぬ関心を示していることが知られるのである。無論、この時代は先師等の表白類を集録することに終始したのであるが、これについて承久元年（一二一九）十八歳のとき、『維摩会表白抄』を書写し、

承久元年十月廿五日申時於東大寺中院写之了、先師法印弁曉維摩会供奉之時、講問并精義表白也自草、終澄憲法印之草少々有之、後代之重書末代之宝物也、尤可貴之、又可秘之矣、

と述べ、特に、この方面で高名の澄憲の表白文を写し得たことを喜びとしている。

元来、表白文や願文の蒐集は八講、論義への準備に伴わるべきものであるが、承久、貞応、元仁、嘉祿、安貞と次第に論義の研究が進むにつれて、表白文なども単に先師のものゝ蒐集にとどまらず、自から表白の草案を作製する機会をも持つようになった。その結果、元仁元年（一二二四）から翌年嘉祿元年にかけて、『春華秋月抄草』（廿三帖）、『春華秋月本抄』（二帖）、『春華秋月抄』（三帖）の抄録のことが始められるのである。このうち、『春華秋月抄草』は元仁元年十一月二日から始められ、表白、願文の草案をはじめ、直接、間接に八講に関する事項を雑多に記録した謂わば雑録であり、その終りの年は明かではないが、参加八講の記載年代から、少くとも寛元三年（一二四五）までの記事が含まれていることが明かに知られるので、二十数年間に亘る、表白の作文や外典の学習を始め、純宗教生活以外の宗性の生活の一側面が知られる意味に於て、貴重であり、且つ興味深いものである。また、年譜にもある通り、

この種の抄録活動はこの外にも、貞永元年（一二三二）の『春華秋月要句抄』（一卷）、寛元三年（一二四五）の『願文集』（一卷）、同四年の『讚仏乗抄第八』（一帖）、建長二年（一二五〇）の『啓白至要抄』（二帖）、同五年の『啓白釈経本抄』（一卷）などと数多い。『讚仏乗抄』は貞慶のものを始めとして、多数の願文が記載せられているが、第八と外題に附されているところからすれば、もとは相当大部のものであったことも推測されるのである。

このような一連の活潑な表白、願文類の作文、抄出、編集活動の中に、その同じ時期である建長元年から四年にかけて書写された白氏文集要文抄が置かれていることも、決して唐突のこととは思われないのである。そこで改めて、願文、表白文の草案類を検討して、そこに白氏文集と表白文等との関連を見出そうとするのである。

老大な『春華秋月抄草』をはじめ、数多くの草案雑記類には多方面に亘る雑多な記述がみられるが、その内容を整理、分類すれば、(イ)願文、表白類の草案。(ロ)同じ種類の他人の草案類の書写。(ハ)辞句の語釈。(ニ)他人の表白要句の抜萃。(ホ)内、外典よりの語句の抄写。(ヘ)八講参加者等、関係記事。の六項目にまとめることができる。そしてこれらは八講の準備のための雑記としての面がかなり強くでているといえる。いま各項目について述べよう。

(イ)『春華秋月抄草』のなかには、参加八講名不明の表白文も多数収められているが、自草のもので、年月日が明記されている草案もかなり多い。表白には一定の形式があるので、推敲、訂正の手が加わる箇所は自ずから限られている。いま推敲が加えられた箇所を後鳥羽院御八講表白案(寛元二年二月一日)（『春華秋月抄草』第十所収）によって一例を示せば次のようなものがある。（右側の句が訂正後のもの、左側、簾以下、竹以下、仙以下、草案では墨筆で抹殺）

窓前不老不死之妙薬施験念仏床下上品上生之金蓮遂開  
仙院珠簾露鮮一乘無価之珠添光玉帳影静六度修行之……

竹園之露処々之光彩弥鮮  
竹園之月処々光輝弥明瓊樹之花枝々艷色共久、

仙院風松月蘿  
仙院松露

ここに抹殺されているような個所が推敲の対象となつてゐるのは、語句の性質の上からみて、多くの表白草案に於ける共通な傾向であるが、もう一つの例として、『仙洞寂勝講時人人草』の中で、宗性が、

文永五年欲勤仕仙洞寂勝講々師管二品良頼卿所書送之言也

として収録したものがあつた。宗性は自草のものを菅家に添削を乞うてゐる場合もあるが、このように草案が菅家の人によつて先ず作られ、それに拠つて宗性が自草することもあつたのである。宗性は良頼の草案の文をそのままとつてゐる個所が多く、一応書き終えた自草をも同時に載せてゐるので両者の異つてゐる個所だけを比較すれば、（左方小字は宗性自草に於ける修正詞、良頼本文の訓点は省略）

大日本国太上天皇、忝凝清浄之敍襟、專帰寂勝之妙典、此会之趣誠有以哉

十善 叡信

金光之妙典

抽一心之懇誠召三宗之学侶

誠是、護国利民之要道、也 転禍為福之勝目也

秘術

然則、永退夷国之冠悍、鎮属我朝之静謐

一朝

重乞、太上天皇御願、悉成長得万歳之仙算

我君御願悉了満

重

又、我君太上天皇功利天上不死之薬保宝算

にみられるように、寧ろ論旨が徹底されるとともに、修辭的加筆もみられるのである。

(四)次に他人による草案の書写であるが、これは表白の全文の場合と、その中の要句の抜書きとに分れ、特に要句の

場合には、それによって表白文の如何なる個所に關心がよせられていたかを知ることができる。『春華秋月抄』第一に収められている、嘉祿元年、廿四歳のとき先師法印弁暁の草を例示すれば、

窮因明之主旨、而多日妙翫三支之月

開俱舍之妙文、久窮三科之深義

以講演所生之功德、八宗之法燈遙照三會之暁、一寺之仏日久繼後仏之朝

嗜學道而年旧、聚螢於五廻之秋

講道智月、遙澄預龍鷹之譽

恵日遠照、富鳳文之才

浄影秋空、覺月更朗

万仞智水、浮湛不屑、蒼海之淵底、誠論場之龍駒、學海之賢権也

などである。これは表白のはじめに八講参加者のことが述べられた詞であろうが、表白文の格式をわがものにしようと努力する宗性の姿勢が生々と感じられるのである。

略年譜にも示した通り、宗性の願文、表白文書写の仕事は晩年まで継続されるが、『文華風月至要抄』に収められている、金光明後釈の後に、

文永五年<sup>己</sup>禁裏宸勝講第二座講師宗澄法印祈願句中出此因縁、宗性親倍其座聽聞此事感歎之余尋其本説之处、同

年<sup>己</sup>長講堂御八講参會之次、不忘去年芳契自懷中取出、先師宗源法印自筆草本借之仍即時（以下欠）

と述べて、宗澄の祈願句に感嘆しては積極的にその出所を尋ね、また晩年六十九歳に至って、『代々宸筆御八講願文

等記』上下を輯集し、その奥書に於て、

去年之冬（注、文永六年）十月之初、太上法皇於龜山殿仙洞被始行宸筆御八講之時、被撰召南都北嶺諸寺名僧之中、宗性応其清撰、勤仕証義並第二座講師、一生涯之面目於焉満足、

と述べるとともに、それに続けて、

尋訪前規、為伝後代、借請園城寺定円法印之本所書写之也、余算残少、黄泉之波雖近、稽古之志深、金池之水染翰、門跡之輩可哀其志而已、

と、願文集結集の目的や意図を明かにしている。下巻奥書は、これを一層明確に表現して、

去年（注、文永七年）玄冬之末、今春青陽之始、親所見聞、随憶念而漸々記録之、……凡今度之御願者、希代之事也、仍御講以後猶所稽古也、後代若有宸筆御八講之時、必此等先規、可存其故実者歟、

と表明しているが、こゝに宗性の八講や表白文に対する真面目がよく示されているといえよう。

(ハ)中田祝夫氏は『文華風月至要抄』に宗性が書写している字訓を類聚名義抄によるものとして紹介されたが、(正)宗敦夫編『類聚名義抄』第二卷、風間書房版) 草案集には多数の語句を挙げて、その読仮名や、声点、意味などを書き加えているし、秋月抄草では紙背にも同類の記入が多数みられる。

これは無論当時の学問をする者のすべてが行う修学方法であり、特に宗性独自のものではないが、法会に於て貴人の前で読上げらるべき願文や表白に対して、特に読みに重点を置いた上で、内容も充分理解する周到な準備のための覚書とみてよいであろう。一法会のために、例えば『承明門院忌中願文習学抄』が作られるということは、それを明かに示すものであろうが、ここでも願文の本文に読仮名が加えられ、或いはその中の語句がとり出されて、

淚白麻。首飾。老趣身至病入膏。白蓮忽而相摧万物汾而廻薄。城柳宮槐。逝水。冊命。

灰律。差改。一。徃明元。太后之頌。德也。妍姿。艷骨。嗚咽。

のように、字音、声点を施して慎重を期しているし、また、『当殿下千日御講願文』に於ても、本文の草案に附して

卓躑。勝躑。余績。超。黷。銅瓶。羨。樂邦。街。宏林。

などとみえるし、更にまた、『龜山殿御逆修願文集』には、

天然之師者。明雨者東宮御事也。

淳朴者スナハナル事也。駿議者。

窮乏者獄從也。蓋者車也。

終頭者終也。霜女者霜也。

や、

仁者樂山。智者樂水。

春青律。夏朱律。秋秦律。冬玄律。

已上管二品良頼卿之自筆也。

大縁者任御事也。靡然ナヒク事也。憧悌者。玄圃者院御所也。終始者始也。雙松日薄者。

雙松日被禦影薄也……

のように、博士家との接触も示されている。『春華秋月抄草』十九に、菅家の系図が尊卑分脈とも異って詳細に書入

されているのも、菅家との連がりを示しているといえよう。表白に関して菅家との交渉を最も具体的に示すものとしては、『春華秋月抄』第十一に、寛元二年五月二十七日に参加した最勝講の表白案がある。その終りに、

寛元二年五月九日酉時於東大寺中院草之畢、

自来二十三日被始行寂勝講、宗性亦預御請之間、為用意廻愚案畢之後、同十日進入光明院僧正御房覺之御許畢遍同十六日參光明院、直奉对上綱伝授之次、上綱手自加點之本也、知此子細之人、故可用此点矣、

とあるように、二十三日から始まる最勝講の草案を九日に書上げ、先輩にみてもらっているが、次いで二十一日には慎重を期して菅原長成に語釈などを尋ね、

仍為後覽同日未時於法性寺宿所乍沈病席記録之了、

にあるように、これを書き留めて、

正堂者内裏之寢殿也

正堂之霞底清凉之雲上

龍象衆僧之振英弁也所顯

彫龍之才者才覺也郭象者人名也

者彫龍之才郭象之詞南北

碩学之慣華封之

にみられるように、草案全文に亘って綿密な書入れを施しているのである。これらを見れば、願文、表白に対する宗性の準備が如何に周到であるかを知ると共に、この方面にも如何に努力が払われていたかを伺うに足るであろう。

(二)次は表白要句の抜萃である。既に触れたように、宗性は建保四年、十五歳のとき『祖師法印中陰願文集』を書写

して以来、多数の願文、表白集を書写してきた。しかし、こゝで述べる『春華秋月抄草』などの草案集に於ては、自草の願文、表白の草案類と並んで、諸八講で直接、間接に聴聞した他人の表白文のうちの要句が数多く収録されているのである。

それらの多くは、

寛元二年八月十三日未時於東大寺中院法勝寺御八講以下人々廻向句之詞、随憶念記録之畢、經數日之間皆以忘却畢、

後学之輩心可察之矣、(『春華秋月抄』第十二)

などとあり、同時に、「聴聞之志偏為記之」(『季御読経番論義問答記』)のように、聴聞中に記憶したものも多いと思われるが、いま一例を示せば、『春華秋月抄』十一に

寛元二年寂勝講

尊海僧都

応請□□之名徳也□屑於論鼓之前□□者漢朝之元愷也

側耳於

君臣一心祈九年之豊□酒囊合力□万歳之聖運

筑波山之上扇実相之梵風秋津嶋之中味甘露之法味

仏法之中興□延喜延久之□□帝徳之□□□孝明欽明之

龍棲宮中松花□十廻之色鳳車……槐風添千年之声

一天之下無煙無塵寧土之中有樂有喜

や、

寛元二年知足院殿御八講

道喜大僧都

発心花芳洗□□於禅定之水観念月円期三明於法性之空禅定雲晴水月無顧□風静雨露無侵

などとある。闕字の個所が多いのは固有名詞を置換えうる個所であろうか。

『高倉院宸筆御八講初座啓白等』に収められている、澄憲の表白草案は後に書写したものと思われるが、

春花秋葉、万木皆有榮落之色

然猶花不萎、忽散風月傾、俄隱雲

人壯レトモ 早歸死

花粧漸媚、羅山春日長、雲鬢自憐

人無百年之春、有千歲之夏、於今知之者也

などには澄憲の特徴がよく示されているともいえよう。これらは、比較的長い句の抄出であるが、さらに、同じく数多く書き抜かれているのに、もう少し短い句もあり、同じく『文華秋月抄』十一から例示すれば、

尊家大僧都

七月七日之秋七十七年之暁雲

東葱嶺……耆閻崛之風

西帝都卜隣王舎城之月

聖憲僧都

外

内凝婦仙信法之叡慮

静明律師

金商七月之候、銀漢二星之暁

寛元二年西宮八講

智円法印

二十廻之更、催懐旧之涙

尊家僧都

中書大王、六代之槐門、蓮府累葉也

尊海僧都

西宮南庭秋草涙

今月今日上品上生

寛元元年後堀河院御八講

尊家僧都

生老病死之四苦

朝紅須夕白骨無常也

智円法印

観音寺之苔下

安楽国之蓮上

などがみられる。こういう要句の拔萃は極めて多く、表白文の中で、これらがどのような個所に使用されるかというようなことは、無論当時の聴聞の経験者、或いは表白文の作者であるならば、直ちに了解し得た筈である。

(例次は内、外典よりの語句の抄出である。これまで宗性が抄出したものは、他人草、自草をも含めて、いずれも既に願文や表白文として作られたものゝ中からの抄出であつた。然し、例えば既に引用した尊家僧都の、

生老病死之四苦

の句が白氏文集に拠っていることはすぐに気付くことであつて、こゝに内、外典よりの抄出が見出されるのも、その意図の一つには、内容上、作文に際しての修飾のために適当なものが選び出されたものかと思われる。それは、

朗詠云（『春華秋月抄草』十）

三尺劒光氷至手 一張弓勢月当心

文選十四云（『啓白至要抄』第二）

三荊ヒ飲スルコトヲ同 株トモ一 四鳥悲異スルカラ 林ヲ一 樂ムコトヲ会ニ良マコトニ 自ヨリナリ 古ヘ一 悼イタムコト 別レヲ一 豈独今ノミナランヤ

或書云（同）

君賢ニアルハ臣アルハ國之盛ナル也、父慈イツクシミ子孝アルハ家之盛也  
西園寺八講之時可為之

往生要集云（『啓白至要抄』第一）

如宝積經說若男若女適生墮地或以手捧或衣承接或冬夏時冷熱風觸受大苦惱如生剥牛觸於墻壁

孟子（『啓白釈経本抄』）

孟子云大人者不失無赤子之心

などをはじめとして、次の草案集には下にあるように、それぐ、

啓白釈経本抄 『国語』、『楊子法家』、『西域記』、『慈恩伝』

春華秋月抄草第二十一 『東征伝』、『瑞応伝』、『往生要集』、『戒修往生伝』上中下巻、『続本朝往生伝』

春華秋月抄草第十二 『法花玄賛』

文華風月至要抄 『般若経』、『大論』

などと、多数の引用がみられる。これらの中には、例えば『春華秋月抄』第二十一にある瑞応伝や往生要集下に、

恵遠法師与一百二十三人浄土堂無里寿像前建齊立誓事

道珍禅師未誦阿弥陀経西方行業不聴事

善導講花嚴経四十遍事

已上瑞応伝在之

日々受持不如阿弥陀経云事

往生要集下在之

というように記載され、このような単なる修辭用としてではなく、内容そのものを捉えようとする記述の仕方もあり、これは『啓白至要抄』第二の中にある説経至要抄の名でまとめられている一群の文に類似し、しかも、この至要抄第二では引用の文の次に、それづくに、

故宗春房逆修之時可為之

博覧人之無菩提心之時可釈之

土御門院御八講之時可為之

明年宝治二年可為之

後鳥羽院御八講之時可為之

西園寺八講之時可為之

というような覚書が施されている点も注目されてよいであろう。つまり、草案集に内、外典から取出された諸句は、それを作文に際しての修飾的辭句に使用するという限られた目的に供せられるだけでなく、更に内容そのものが検討された上で、例えば説経にも使用されるなどと、広い使われ方も考えられるのである。

こういう内、外典の中に白氏文集も当然入れて論ぜらるべきと思うので、草案類からそれらを拾い挙げれば、

『春華秋月抄草』三

白楽天詞被思食事、

(多くの引用句の中にこの覚書があるが、文集よりの句はここには見当らない)

『春華秋月抄草』十七

白氏は也（これも覚書か）

白樂天玄少筭死之時遺文見送書狀事遺文灑老年之淚事

〔注、詩は白氏要文抄第五十一所載（2216, 2217）〕

白氏□元寺也

『啓白至要抄』第一

樂天云

万化成於漸々衰看不覺但恐鏡中顔今朝老於昨

〔注、白氏文集要文抄第十所載（0453）〕

又云

昔見君生子今聞君抱孫存者尽老大逝者已成塵

〔注、白氏文集要文抄第十一所載（0551）、但し存者は存日とあり。要文抄、この詩の終りに「勸若少逝去人之唱導之時可用之」の覚書あり〕

樂天云

吾聞善医者古今称扁鵲万病皆可治唯無治老藥

〔注、白氏文集要文抄第十所載、万化……（0453）の一部〕

『文華風月至要抄』

文集詩云

秋涼

スサマシウンテ  
マクノテシラ  
卷ニ朝簾  
春暖  
徹ニ夜衾  
雖ニ  
〔是無情〕

竹筵也

物<sup>ナリト</sup>欲<sup>シテハ</sup>別<sup>レムトナラ</sup> 尚<sup>ス</sup>沈<sup>シ</sup>吟<sup>ハ</sup>况<sup>ス</sup>与<sup>ラン</sup>有<sup>コトヲ</sup>情<sup>ニ</sup>別<sup>ク</sup>々<sup>ノ</sup>随<sup>フ</sup>□□<sup>情淺</sup>深<sup>ニ</sup>

〔注、白氏文集第九(0437)、要文抄になし〕

文集云

原上新墳埋一身 城中旧宅有□□<sup>何人</sup>

妓堂賓客無歸日 野草山花又欲□□<sup>春</sup>

〔注、白氏文集要文抄第十三(0677)所載、但し新墳埋は委とあり、諸本皆委とす〕

また、宗性の文章の中から適宜文集のものを拾えば、一例として、

『代々宸筆御八講願文等記』

月夜之廊、雪朝之簾相似白樂天峯北之樓、

などがある。

この場合、『啓白至要抄』所収のものは、往生要集や止観からの句と並べて書かれ、『文華風月至要抄』のものは、般若経、大論よりの文と並べられるというように、内外典の句が並列され、その内容の上からみても、夫々の間に殆んど距離感を見出すことはできないのである。また、春華秋月抄草十七にある元少尹の話にしても、決して美辞としてではなく、人生の無常を表現する内容として理解されるべきものであって、ここでは寧ろ、修辭上のことよりも内容そのものを何等かの参考にしようとしているように思われる。

こうみてくると、種々の作文と白氏文集との関連、従って、白氏文集要文抄々出の意図の一端も次第に明らかになってきたようであるが、白氏文集とのこういう接触の仕方は、無論宗性がはじめて試みたものではない。平安時代以

来の貴族や文人たちの生活の中に、社会層の相違からくる文集への接し方に種々相違はあるにしても、白氏文集が極めて深く入り込んでいることを考えれば、文集の中の悲哀の感情を含む句が、願文や表白文という、苦悩や死と関係深い分野に取入れられるのは内容からみても相応しいものと思われる。

いま試みに、六蔵寺本『江都督納言願文集』をみれば、(訓点は略す)

〔天永二年(1131)十二月十八日〕  
昵近惟幄、抗議廊廟、朝之所用也、

位列二品唐白氏猶自愛、任及九卿、漢蔭家以為幸

(奉造立六尺皆金色觀世音菩薩像一体奉書寫素紙々々々)

〔康和四年(1102)六月廿四日〕  
弥陀法花者在室家之丹誠、

豈非夢後之精勤乎、於戲齊黃門之望已斷、難設淨施於七月半、唐白氏之悲更深、

〔嘉承三年(1108)六月廿八日〕  
抑相府樂在稽古、業唯好文、

為寫白氏之文集、(奉為故博陸殿室家被供養自筆法花經願文)

〔同〕  
先公之傲白氏、偏嗜嘲風瞬月之興、賤妾之滴面誠、信寫開三願一之文(同御願文)

などは、文集の辞句を引用するのではなく、寧ろその生き方を取上げているのであるが、

紅藤杖〔白氏文集卷(0874)〕

無何郷之雲〔白氏文集卷六(0231)〕

など、辞句に関するものもあり、また、良暁の『肝心集』(金沢文庫に文永六年の写本がある。いまは「続群書類従」28下所収本による)にみえる、

蝸牛之角上、争朝露幸、石火之光前、集浮雲財、(文集・2677)蝸牛角上争何事石火光中寄此身随富随貧且歡樂

のように、句として取入れている例もある。当の宗性にしても、当時の一般的傾向を受けて、

正嘉三年三月二十三日午時、於東大寺尊勝院護摩堂之南庇新學問所馳筆畢、願以狂言綺語之謬、翻為上生内院之縁矣（『承明門院御忌中諸僧啓白指示抄』紙背）

などと、特に深く意識することなく文集の辞句を使用しているし、またその編集した願文集の一つに『讚仏乘抄』と名づけているのも、恐らくは文集の「翻為当来世々讚仏乘之因転法輪之縁」に拠っていると思われる、そうすれば、平安時代以来、願文、表白文を始め、更に説経の中に文集の辞句が見出されることも当然であろう。『諷誦指南集』所収の「悲歡之要句」（上末）、の中に「長恨哥<sub>ニ</sub>出<sub>ル</sub>」として、「鴛鴦瓦冷……」「夕殿螢飛……」の個所が収められ、「無常要句」（中）の中に、蝸牛角上の句があり、更に、「万事雜句」（下）の中に、文集卷四繚綾よりの句が採られているのを考えれば、宗性による文集との結びつきも、こういう歴史をふまえての上であることはいうまでもあるまい。

（八）の八講参加者関係記事については、いま直接関係がないので略すとして、以上、草案雜録を検討した結果、八講と白氏文集との関係も、単に作文というのみに止まらないこともほど明かになってきた。残る問題は文集の辞句が具体的に宗性の自草のものに如何に反映しているかということになるであろうが、その前に『白氏文集要文抄』に抄出されている文集の詩の内容を改めて検討し、それとの関連に於て表白文や唱導文などに論及しようと思う。宗性に於ける文集抄出の仕事を以て、かつて金子彦二郎氏が平安時代の文集についていわれた、あたかも修辭上の文学辭典であるかに見做すのみでよいか否かは、ここでは更に検討を要するのである。

## 五

要文抄の内容について述べる前に、所収の詩を列挙すれば次のようになる。

作品番号は花房氏前掲書による。番号のみは一首全部であることを示し、抄出のときは、番号下（ ）内にその個所を示した。後出、通行本にない詩四首の所収個所は①〜④で示す。また、文集各巻の総数は那波本による。

第一

- 〇〇〇一 (皇帝……巴邛) 〇〇〇三 (洛陽……為難) 〇〇〇五 〇〇〇一 〇〇一六 〇〇二一 〇〇二四  
 〇〇三三 〇〇三六 〇〇四二 〇〇六四 (六四首ノ内一二首)

第二

- 〇〇六六 〇〇六九 〇〇七〇 〇〇七二 〇〇七三 (攬衣……林渠) 〇〇七九 〇〇九一 〇一〇七 〇  
 一二三 (五九首ノ内九首)

第五

- 〇一七六 〇一七七 〇一九〇 〇一九五 〇二〇五 〇二二三 〇二三五 (五四首ノ内七首)

第六

- 〇二三一 〇二三二 〇二三四 〇二三八 〇二三九 〇二四二 〇二四六 〇二四九 〇二五四 〇二  
 五八 〇二六四 (元和九年……石籠辺・昔伽葉……雕鏑) 〇二六九 (四八首ノ内一二首)

第九

- 〇三九二 〇三九八 〇四〇一 〇四〇三 〇四〇五 〇四一三 〇四一六 (薤葉……悲嗟) 〇四一七 〇  
 四二四 〇四二五 〇四三四 〇四三八 〇四三九 〇四四二 〇四五一 〇四四六 (五五首ノ内一六首)

第十

- 〇四四七 (親疎……見會(玄)孫) 〇四五〇 〇四五三 〇四五四 〇四五五 〇四六〇 〇四六七 〇四六八

○四七〇 ○四七五 ○四七九 ○四八〇 ○四八三〔題は病中友人相訪(0483)〕 ○四八七 ○四九九 ○五〇四 ○五一〇 ○五二〇 ○五二一 ○五二二 (七八首ノ内二〇首)

第十一

○五二五(上有……一葦) ○五三〇 ○五三一 ○五三二(旧遊……正落) ○五四二(忽憶……玲々) ○五四四 (人心……人勸) ○五四五(陋坐……夭寿) ○五五一 ○五五三 ○五六一 ○五六四(山城……衣食) ○五六六 ○五六九 ○五七二(元和二年秋……往日) ○五七四 ○五七七 (五三首ノ内一六首)

第十二

○五七九 ○五八〇(天長……何処) ○五八九 ○五九二 ○五九五 ○五九六(春風桃李……誰与共) ○六〇五 (三〇首ノ内七首)

第十三

○六二〇 ○六二四 ○六二七 ○六三一 ○六三二 ○六三七 ○六四〇 ○六四四 ○六五五 ○六六二 ○六七二 ○六七三 ○六七七 ○六八九 ○六九〇 ○六九五 ○六九六 ① ○六九九 ○七〇三 (九九首ノ内二〇首)

第十四

○七一四 ○七一八 ○七一九 ○七二五 ○七三二 ○七三七 ○七五二 ○七六五 ○七七二 ○七七三 ○七八三 ○七九〇 ○七九五 ○八〇二 (一〇一首ノ内一四首)

第十五

○八一五 ○八一六 ○八一七 ○八二二 ○八三二 ② ○八三九 ○八五二 ○八六一 ○八六四

〇八七一 〇八七八 〇八八七 〇八九七 〇八九九 〇九〇一 〇九〇四 (二〇一首ノ内一七首)

第十六

〇九一六 〇九一七 〇九一八 〇九二一 〇九三六 〇九四八 〇九五〇 〇九五二 〇九五三 〇九

五四 〇九五五 〇九五七 〇九六四 〇九六六 〇九六九 〇九七五 〇九八四 〇九八六 〇九九〇

〇九九三 一〇〇一 一〇〇三 (二〇〇首ノ内二三首)

第十七

一〇二九 一〇三〇 一〇三三 一〇三四 一〇三七 一〇三八 一〇四〇 一〇四五 一〇五七 一〇

五八 一〇五九 一〇六二 一〇六六 一〇六九 一〇八一 一〇九七 一一〇四(日煎……待鸞(鶯)) 一

一〇六(澧水……帰泉) 一一〇八 (二〇一首ノ内一九首)

第十八

一一二一 一一二五 一一四一 一一四五 一一五三 一一六〇 一一六二 一一六五 一一六八 一一

六九 一一八二 一一八三 一一八五 一一九二 一一九七 一一九九 一二〇〇 一二〇五 一二〇六

一二〇七 一二〇八 (二〇〇首ノ内二三首)

第十九

一二一九 一二二四 一二二六 一二二八 一二三九 一二三六 一二四七 一二四八 一二五一 一二

五二 一二五四 一二五六 ③ 一二六三 一二六六 一二七〇 一二七三 一二七八 一二八八 一

二九〇 一二九一 一二九一 一二九一 (九八首ノ内二三首)

第二十

一三二〇(憶昨……江東) 一三二三 一三二九 一三三五 一三三七 一三〇六 一三〇七 一三三二 一  
三三七 一三四三 一三四八 一三五七 一三五八 ④ 一三六八 一三七七 一三八〇 一三八八  
一三九二 一四〇一 (二〇〇首ノ内二〇首)

第五十一(錯簡ハ訂正済)  
二一九三 二二〇〇 二二〇四 二二〇九 二二一六 二二二七 二二三三 二二三五 二二三九(往事…  
…一盃) 二二三〇 二二三四(如来……碧雲思) 二二三七 二三四〇 二三四一 二三四二 二三四六 (五七首ノ内一六首)

第五十二

二二五〇 二二五四 二二五五 二二五六 二二七一 二二七二 二二七四 二二八一 二二八九 二二  
九〇 二二九七 二三〇三 二三〇五 (六一首ノ内一三首)

第五十三

二二一七 二二三二 二二三六(西日……白蘋) 二二三一 二二三四 二二三九 二三五〇 二三五四  
二三六〇 二四〇一 二四一〇 (二〇〇首ノ内二一首)

第五十四

二四二八 二四三五 二四四六 二四五〇 二四五二 二四五二 二四五二 二四六五 二四六九 二四七六 二四  
七七 二四七八 二四八五 二四八七 二五〇〇 二五〇七 二五〇八 (二〇一首ノ内一六首)

第五十五

二五二一 二五二八 二五三四 二五三五 二五五二 二五七九 二五八四 二五九八 二六〇〇 二六

〇二 二六〇三 二六〇四 二六〇五 二六〇八 (一〇一首ノ内一四首)

第五十六

二六一六 二六二四 二六三二 二六四八 二六七六 二六七七 二六七八 二六七九 二六八〇 二六

八一 二六八二 二六八七 二六八八 二六九一 二六九八 二七〇〇 二七〇二 (一〇〇首ノ内一七首)

第五十七

二七一三 二七一四(唯生……六旬) 二七四四 二七五五 二七七二 二七八三 二七八四 二七九七

二八〇三 二八〇四 二八〇五 二八〇六 二八〇七 二八〇八 二八〇九 二八一〇 (九九首ノ内一六首)

〔第五十九〕

二九一五(前欠) 聞一願之力……白居易記 二九二〇(僧問)義林(休)法師所問……備陳者(問僧)儒書奧義……宜發問、

人、(對)孝經所云……何疑哉、

第六十

二九二七〔碑在……假使人刺(以下欠)〕

他本に無き詩(所収本については平岡武夫氏の調査に拠る)

①(第十三)

飲州山行憶故山(3760)

集云、悔別故山遠、愁行歸路遲、雲峯雖滿眼、不当隱淪時文

②(第十五)(全唐詩補遺篇所収)

城西別元九(3738)

集云、城西三月三十日、送故辞春雨恨多 帝里却帰猶寂寞、通州独去復如何文

③ (第十九) (蓬左文庫本・南宋本・全唐詩・馬本・注本所収)

曲江独行招張十八 (3678)

集云、曲江新歳後、氷与水相和、南岸猶殘雪、東風未有波、偶遊身猶自、相憶意如何、莫待春深去、花時鞍馬多文

④ (第二十) (全唐詩補遺篇所収・蓬左文庫本卷二十に補鈔)

陳家ノ紫藤ノ下贈周判官 (3739)

集云、藤花無次第、万朶一時開、不<sub>レ</sub>是周<sub>レ</sub>従<sub>レ</sub>事、何人喚<sub>レ</sub>我来文

であり、その数は合計三百五十九首となる。(同一首題で数首あるときは、その数だけ計算に入れる) これを、同じく白氏文集より詩を抄出したいいわゆる選本と呼ばれるものゝ数、

酒井宇吉氏蔵白氏長慶集第廿二(卷一三〜一七) 四二首

国立国会図書館蔵建長二年写文集抄(卷一、二、五) 四一首

内閣文庫蔵管見抄 六四一首(但し詩のみ)

に比較しても、かなりの分量が抄出されていることになる。

既に前章でみたように、『春華秋月抄草』十に和漢朗詠集よりの引用がみえるが、いま要文抄の内容を検討する糸口の一つとして、朗詠との比較から始めることにしよう。

朗詠に引かれた文集よりの詩は一二九句(岩波日本古典大系本)であるが、このうち要文抄との重複(辞句の引用部分に多少のズレがある)分は二十九句である。それを示せば、次のようになる。

春興・二六四八 三月尽・二二四〇、〇六三一 柳・一一〇八、一一〇八 藤・〇九九〇 納涼・〇八五二 秋興・〇七九〇  
月・〇九九三 槿・〇八九七 紅葉・〇六二〇 露・一二九一 霜・〇八八七 雪・二三三二 松・二五二八 猿・〇八七八  
文詞・二二一七 酒・一〇三〇、二六九一 山・〇六四四 水・〇九四八 禁中・〇七三七 田家・二三三一 仏事・二八〇  
四 交友・二三一七 懷旧・二二一六 恋・〇五九六、〇五九六 無常・二六七七

このうち朗詠に引かれるのは、すべて七言で二句か、五言で四句かであり、それは原詩の中の一部に過ぎないが朗詠に用いられるという制約を考えれば、当然であろう。例えば、要文抄で、「（「内は朗詠の引用箇所）

#### 秋月 (0993)

万里清光不可思、添愁足恨遶天涯、「誰人隴外久征戍、何處庭前新別離」、失寵故姬歸院夜、没蕃老将上樓時、照他幾許人腸斷、玉菟金蟾遠不知、

#### 放言五首 (0897)

泰山不要欺毫末、殤子無心羨老彭、「松樹千年終是朽、槿花一日自為榮」、何須恋世常憂死、亦莫嫌身漫賦生、去死來都是幻、々人哀樂繫何情、

#### 鉢塔院如大師 (2804)

「百千万劫菩提種、八十二年功德林、」若不秉持僧行苦、將何報答仏恩深、慈悲不瞬諸天眼、清淨無塵幾地心、每歲八閏蒙九授、殷勤一戒重千金、

とあるのをも、朗詠が選択規準を明確にして、その目的に適する句を、適する長さだけ取出しているのに対し、要文抄は原詩の中から一部分だけ特に取出すようなことは寧ろ少なく、基本的態度として、先ず原詩はその全体を収

録するという立場に立ち、一首の中の要句だけを取出すというやり方は極めて少ない。もし宗性が、既に前章に挙げたが、八講の席上で他人の表白文の中から適当な辞句を聞きもらさないで書き留めた、あのような態度を以て文集に接したならば、要文抄の内容はいまのものとはかなり違ったものになったであろう。もっとも、要文抄の中にも原詩の一部を取出したものもいくらかはあり、例えば長恨歌などからは、

「春風桃李花開日、秋雨梧桐葉落時、」西宮南内多秋草、落葉滿階紅不扠、梨園弟子白髮新、椒房阿藍青蛾老、

「夕殿螢飛思悄然、秋燈挑尽未能眠、」遲々鐘漏始長夜、耿耿星河欲曙天、鴛鴦瓦冷霜華重、旧枕故衾誰与共、

のごとき当時の愛唱句の部分が抄出されているところからすれば、特に朗詠に従ったと決めるわけにはゆかないが、宗性が当時の一般的傾向から影響を受けていることも充分に考えることができるのである。但し、原詩の一部分を抄出する場合は殆んど長い詩に限られ、原則の線はこのため崩されてはいない。

文集詩の一部分のみを抄出したものは、三五九首中二三首あるが、それらの多くは、

君以明為聖、臣以直為忠、敢賀有其始、亦願有其終（0001）

攬衣出門行、遊觀遶林渠（0073）

上有万仞山、下有千丈水、蒼々兩崖間、濶狹容一〔簞〕（0525）

旧遊疑是夢、往事思如昨、相憶春又深、故山花正落（0532）

忽憶早朝日、与君趨紫庭、步登龍尾道、却望終南青、一別身向老、所思心未寧、至今想在耳、玉音尚玲々（0542）

陋、坐看老病逼、須〔得〕医王救、唯有不二門、其間無夭寿（0545）

山城雖荒蕪、竹樹有佳色、郡捧誠不多、亦足充衣食（0564）

日煎紅浪沸、月射白沙明、北渚寒留鴈、南枝暖待鸞（1104）

西日籠黃柳、東風蕩白蘋（2326）

唯生一女纔十二、只欠三年未六旬（2714）

のように短い句であり、主として自然の描写などの参考に供せられたものと思われる。

次に比較的多く採られているのが、古調詩の七言或は五言で、四句或いは六句の詩であり、百二十数首を数える。その内容は、自然の描写がかなり多いが、それも単なる敘景のものは少なく、その底に人生の悲哀がこめられている。従って時に感傷的になり、また苦悩や悲歎の表出や、時には自得の様もみられるが、いずれも比較的平明な言葉で書かれているので、修辭の面からみても役立つことは明らかである。いま、その数首を例示すれば、

門敞九重靜、窓幽一室閑、好是修心處、何必在深山（0195）

池淺寥落水、窓下悠揚日、嫋々秋風多、槐花半成実、下有独立人、年来四十一（0425）

不堪紅葉青苔地、又是涼風暮雨天、莫恠独吟秋思苦、此君校近二毛年（0620）

禁苑殘鷺三兩聲、景遲風慢暮春情、日西無事橋陰下、閑踏宮花独自行（1197）

春色鮮宮殿、秋声脆管絃、聖朝千歲樂、歲々似今年（1192）

慈恩春色今朝尽、々日俳徊倚寺門、惆悵春歸留不得、紫藤花下漸黃昏（0631）

西風飄一葉、前庭颯已涼、秋池明月水、衰蓮白露房、其奈江南夜、綿々自此長（0442）

などには比較的、自然描写がみられるが、

欲入中門淚滿巾、庭花無主兩廻春、軒窓簾幕皆依旧、只是堂前欠一人（0655）

存亡感月一潸然、月色今宵似往年、何処曾經同望月、櫻桃樹下後堂前（0689）

夜淚暗銷明月幌、春腸遙斷牡丹亭、人間此病治無藥、唯有楞伽四卷經（0718）

霜菊花萎日、風梧葉碎時、恹來秋思苦、綠詠秘書詩（1254）

暮春風景初三日、流世光陰半百年、欲作閑遊無好伴、半江惆悵却廻船（1168）

草煙低重水花明、従道風光似帝京、其奈暮猿江上叫、故郷無此斷腸声（0916）

などの感傷、悲哀の表現や、

翠黛眉低斂紅珠、暗銷曾來恨人意、不省今朝（2598）

鈿暈羅衫色似煙、幾廻欲着即潸然、自從不舞霓裳典、疊在空箱中十二年（0861）

雨徑綠蕪合、霜園紅葉多、蕭条司馬宅、門巷無人過、唯對大江水、秋風朝夕波（0520）

酒盞把時須滿々、花枝拳処欲紛々、莫言三十是年少、百歲三分已一分（0703）

願我長年頭似雪、饒君壯歲氣如雲、朱顔今日雖欺我、白髮他時不放君（1058）

の如く、修辭に目立つ作も見られる。そして、これは白氏文集の編成そのものゝ反映ともいえると思われるが、巻一、二、五、六、九、十、十一、十二までには比較的長詩形のものが多く、巻十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、廿には、ここに挙げた短詩形が多い。もっとも巻十三から廿までの間に、文集そのものに長詩形がないわけではなく、「代書詩一百韻寄微之」（巻十三）、「敘徳書情四十韻上宣歙翟中丞」（同）、「渭村退居寄礼部崔侍郎翰林錢舍人詩一百韻」（巻十五）などを始めとして、各巻に夫々比較的長い詩形のものもあるが、それらは採られずに、専ら、短詩形が中心となっている。こういう傾向は巻五十一以後にもみられ、巻五十一、五十二、五十三、五十四まで

に長詩形の採られるものが多く、卷五十五、五十六、五十七、（卷五十八は欠、卷五十九以下は文辞）には短詩形が多くなっている。これ亦文集に於ける詩の編成そのものに依る点もあるうが、卷五十三では文集では短詩形がかなり多いにも拘らず、要文抄で採られているものは、特にそれ程目立ってはいない。

次に、先に述べたものより長い詩形のものであるが、これは内容的には多様なものを含んでいて、それ程単純ではない。このなかには、

窈窕雙鬢女、容徳俱如王、<sup>(玉)</sup>昼居不踰闕、<sup>(コエンキミ)</sup>夜行常秉燭、氣如含露蘭、心如貫霜竹、宜当備嬪御、胡為守幽独、無媒

不得選、<sup>(ハルムコト)</sup>年忽過三六、歲暮望漢宮、誰在黄金屋、邯鄲進倡女、能唱黄花曲、一曲称君心、恩榮連九族（0069）

長安千萬人、出門各有營、唯我与夫子、信馬悠悠行、行到曲江頭、反照草樹明、南山好顔色、病客有心情、水禽翻白羽、風荷嫋翠茎、何必滄浪去、即此可濯纓、時景不重来、賞心難再并、坐愁紅塵裏、夕鼓鼙々声、帰来経一宿、世慮稍復生、頼聞瑤華唱、再得塵襟清（0176）

九月西風興、月冷霜華凝、思君秋夜長、一夜魂九廻、二月東風来、草開花心開、思君春日遲、一日腸九廻、妾住洛橋北、君住洛橋南、十五即相識、今年二十三、〔有〕如女蘿草、生在松之側、蔓短枝苦高、縈廻上不得、人言人有願、々至天必成、願作遠方獸、歩々比肩行、願作深山木、枝々連理生（0589）

などの如く、内容よりも寧ろ修飾に過ぎたものも採られているが、この外に、根本的には矢張り白樂天の人間の悲哀の歌い上げ以外の何物でもないにせよ、白氏一流のもう少し人生の無常について委曲をつくして、説得力のあるものもみられ、こういう種類で採録されたものはかなり多い。卷二十までの中では、〇〇〇三、〇〇〇五、〇〇二四、〇〇三二、〇一三三、〇一七七、〇二〇五、〇二一三、〇二二五、〇二四六、〇二五四、〇四二四、〇四四七、〇四五

三、〇四五四、〇四五五、〇四六八、〇四七〇、〇五五一、〇五七九、一一〇六、一一六五、などが、また卷五十一以後では、二二〇〇、二二〇九、二二三三、二二五〇、二二五五、二四七七、二四七八、などがこの中に該当するものとみてよからう。

いまその一例を示せば、

上有飢鷹号、下有枯蓬走、ハシル 茫茫辺雲裏、一掬沙培壘、アリツカアリ 伝是昭君墓、埋閑蛾眉久、凝脂化為泥、鉛黛復何有、唯  
有陰怨氣、イミ 時生墳左右、鬱々如黃霧、不随骨銷朽、婦人無他才、榮枯繫妍否、何乃明妃命、カクレシ 獨懸画工手、丹青一  
註誤、白黒相紛糺、遂使君眼中、シナラシメタリ 西施作嫫母、同儕傾寵幸、異類為配偶、禍福安可知、イック 美顔不如醜、ヨキ 何言  
一時事、イマシム 可戒千年後、コトヲシフニクサキカラヨキモノ 持報後來姝、不須倚眉首、イナフル 無辞插荆釵、オト 嫁作貧家婦、ヨメ 不見青塚上、行人為澆酒、ソムク (0122)  
などのように、美辞を駆使しつつ人生の無常と悲哀を説くところは、仏法を説いて仏道に入らしめようとする唱導に  
素材を提供するに適したものであるように思われる。こういう種類の詩が多く採せられている卷九までが、訓点の上  
で詳密であるのも、或いは既に何等かの用意があつてのことかとも思われる。というのは、既に挙げた、

昨日哭寢門、今日哭寢門、借問所哭誰、無非故交親、偉卿既長往、質夫亦幽淪、屈指數年齒、收涕自思身、彼皆  
少於我、先為泉下人、我今頭半白、焉得身久存、好在元郎中、相識二十春、昔見君生子、今聞君抱孫、存曰尽老  
大逝者已成塵、早晚升平宅、開眉一見君 (0551)

勸若少逝去人之唱導之時可用之

の詩の内容と、そこに附された覚書きをみれば、素材的に二つの詩は共通のものとみられ、その意図や用いられ方も  
恐らく同一のものであつたと思われる。しかも、この種の内容をもつ詩は外にも多数収録されているのである。

ここで唱導のことに触れれば、宗性は『法華経并阿弥陀経釈』（内題、「阿弥陀経略釈」）の奥書に於て、

建長五年三月二十三日<sup>申時</sup>、東大寺尊勝院中堂正面書写之畢、写本者光明院上綱覚遍之御本也、而去年之天、中冬之候、於頼覚律師之許、勤仕唱導之時申出之畢、数月申籠之条、依有其恐、今欲返上之間、為後覽所馳筆也、後覽之輩可哀其志而已、

と述べているように、唱導用として阿弥陀経釈を書写している。この唱導については、建長五年（白氏文集要文抄写の翌年に当る）を初見として、その後にも、

（正嘉元年、五六才）

去七月五日 承明門院崩御、宗性参籠彼御前僧之間、為備唱導才覚、自興福寺承遍律師之許借寄此書之次、為後覽所書留也、未学之輩可哀其志矣、

とあり、これは紙背（『諸宗疑問論義草抄』第九）に書かれていて、借用した書名は不明であるが、同じ年、更に、『円覚経疏法華経抄』の奥書に、

正嘉元年中秋之候、於北京鷹司高倉宿所、誂宗暁得業令書写畢、去七月五日 承明門院崩御、宗性参籠御前僧之間、為備唱導才覚自栴尾静海、明心房上人之御許、借寄此書之次、為御覽所書留也、

とあり、同じ時更に「為備唱導才覚」として、大報恩寺澄京如林房上人からも『転法輪抄仏三身』（内題、転法輪抄仏三身諸師解釈）を借用するなど、唱導の準備のために、並々ならぬ熱意を示すのであって、白氏要文抄の書写の時期がこれと極く近いことから、唱導と要文抄々出とが、全く無関係であるとはいえないと思うのである。

ちなみに、白氏文集要文抄所収の詩を一応詩形を離れて内容上から分類すれば、

悲哀を表現した詩	99
無常を表現した詩	74
悲歎を表現した詩	30
有懷	67
主として自然を表現したもの	50
別離	10

などが主たるものであつて、悲哀、無常、悲嘆など、要するに人生の有限性を表現するものが最も多いことは、それが要文抄々出の一つの規準になつていたとみることができよう。

唱導はもと齊会るとき、法を説き齊主の功德を讚歎するもので、「法門を啓発する之を名つけて唱と為し、物機を引接する之を名つけて導と為す」とあるように、説法、説教、説経、演説、法施、談義、勸化などともいわれる。唱導という言葉が宗性の諸写本の奥書には、さきの建長五年を初見とするが、『啓白至要抄』第二は、内題に説経至要抄（第一も内題はないが第二とほゞ名じ内容をもつ）とあり、その奥書には、

干時建長二年十二月八日時末、於土御門猪熊宿所馳筆畢

正嘉二年九月九日時辰、於東大寺知足院別所草菴学窓結集之畢、自去年南呂之候、至此秋夷則之天、或自処々借請之本、誂他人写之、或於所々聽聞之言、隨憶念記之、日来之間散在置之、今結集之、以為一帖後覽之輩可哀其志矣、

とあり、更に、

正嘉三年三月二十八日西時於東大寺尊勝院護摩堂南庇、隨憶念記之了

とあるように、建長二年四十九歳より始められ、九年間に亘って書き続けられているが、その中には、

宝治三年二月晦日故印円房四十九日忌辰説経聞書

建長四年十月三日知足院信願御房五七日仏事説経聞書

正嘉元年八月十四日一品経供養

正嘉元年十二月五日承明院御月忌御導師聖憲法印説経

嵯峨釈迦堂五経行事 正嘉二年二月八日被始行之

正嘉二年六月晦日円満院法親王奉為 前承明門女院被行御仏事聞書

正嘉二年九月十一日相当故光明院僧正覚遍六七日忌辰之間……

などが収録されている。しかし、その中では宝治三年のものが最も早いものであり、さきに引用した「為備唱導才覚」の才覚を伎能とすれば、唱導に関心が向けられるようになったのは、そう早くからのことではなからう。

この唱導への関心をいま遽に八講との関連に於て考えるつもりはないが、八講参加数からみれば、建長五年を境にして、以後次第に漸減していることは事実であるし、また、『天台宗疑問論義用意抄』（第一―第八）の第六、七（建長五年六月十四日及び同七月五日抄畢）の奥書に、それ／＼、

……借請天台宗文釈之次、不審之釈処々驚之、至要之文少々写之、非不顧殘年之既迫、雖不期後日之決扱、被引多年之余執、猶抄天台之文釈、可悲可悲何為何為焉、（第六）

……深雖悲一生之既迫、猶被引多年之余執、乍抑紅淚慙染紫毫畢、（第七）

とあり、この少し前の「抑宗性重病未及平癒、身心頗雖循劣……」（『地蔵菩薩感応抄』建長五年三月二日奥書）のように病気によることもあるかも知れないが、これまでになく論義の文の抄出に対して、消極的な言葉が再度に亘って述べられていることも見逃すことはできないであろう。たゞ正嘉二年以後、唱導に関する明確な記事に接することは殆んどない。正嘉二年より二年の後、宗性は東大寺別当に任ぜられ、わずか二年後にはその別当職は停止にはなったが、後嵯峨上皇の信任も厚く、八講参加の回数こそ減少してはいるが、証義としてより責任ある地位にあって、後進の教導に当ることになった。別当職停止の時、弘長二年（六一歳）の年にしばらく幽閑の地に隠遁しているが、

弘長二年之曆、青陽三春之候、於東大寺知足院之学窓、記華嚴宗文義抄之問答之時、為華嚴宗才覚、自東南院經藏多借、請三論宗、嘉祥淨影章疏、智度論惠影、僧侶疏等之次、誂同法頼承法師、書出至釈文畢、而今年齒闌七旬余命迫一瞬間、結集一帖之書、欲伝千年之末（以下欠）（『諸宗疑問論義草抄』所収）、や文永元年、『華嚴宗文義抄』に於て「欲伝未來際」「偏為統当宗之法命」ことを念願し、そのために、

老耄之身併雖忘却、七旬齡傾一期殘迫之間、近日結集書籍……（『諸宗疑問論義草抄』第十）

今年（注、文永三年）夏秋之候於此庵室（注、東大寺知足院別所）漸々書添之、問答之言此程所記録也、且為断初心之疑網、且為開後学之惠解……（『華嚴宗枝葉抄草』第一）

というように、学僧としての途を終始持続したのであって、貞慶を敬慕しつつも、外に向つての宗教活動は遂にみるべきものなく終わった。

こうみてくると、白氏文集要文抄々出の意図について次のことが考えうる。宗性の抄出意図はよし多岐であったにしても、表白文、願文の修辞用の資料として、また、唱導のための素材してとの二つが一応挙げられ、勿論、なかに

は個人として愛誦の句もあつたであろうが、それはすべて、推測の域を出ない。

そこで宗性自草の表白文を具体的に検討するために、先ず寛元二年六月廿五日に法勝寺御八講に備えて草した文（『春華秋月草』十一）をみると、修辭上苦心が払われる個所、

昔 芝砌之月 処々光耀 弥明瓊樹之花 枝々艶共久 撰錄尊閣 万歳之藤花 迎春風而増鮮 千年之松葉  
送秋霜而無萎……

仏閣基堅 鴻鐘之響無絶 法輪久転 香煙之匂遠薰 乃至 葱嶺之西 沙漠之北 一乘之梵雨普灑 金輪之中  
鉄困之中 三草之善同潤……

などをみると、格式に従つて、四、六字の句が多く使用されて、五言や七言の句の入る余地はここでは殆んどない。表白文は元来四六文ではあるが、五字から九字までのいわゆる長句があつて、五言、七言の詩句がその形式に挿入されうるのであるが、この表白文ではそれがみられない。従つて若しこゝに文集から辭句を取るにしても、五言、或いは七言の長句をそのまま、対句として挿入するようなことはできないわけである。

しかしながら、同じく寛元二年五月九日（『同』十一）のものをみると、

我君陛下 昆明春岸 注恩波於八水之流 杜陵秋天 施德音於十家之税……  
禅定仙院 芝砌之花久匂 中宮皇后 後椒房之東国 鳳城春雨 刑鞭之色空朽 鴈塞夜風 鼗鼓之声永絶

とあつて、同じ傾向がみられるが、こゝでは、文集卷三、昆明春水満（0137）の、

昆明春昆明春

春池岸古春流新

影浸南山青澗瀆

波沈西日紅齋淪

往年因旱靈池竭

龜尾曳塗魚煦沫

詔開八水注恩波

(中略)

菰蒲無租魚無稅

近水之人感君惠

感君惠独何人

などの句をふまえていることは明かであって、このような仕方に於て、五言、七言の句を語数を離れて自由に取捨しつつ、四六の文中に取り入れるとすれば、文辞の上からみて、文集はまさしく、その用途にふさわしい無限にも等しい語彙に恵まれているといえるし、事実、このような仕方による辞句の使用は極めて頻度が高い。

次に、唱導との関連になるが、これは宗性自からのものとして文字に残されたものではなく、従って、文集の辞句使用を例証するに足る資料はいまのところ見当らない。たゞこれまで述べてきたことから、間接的な説明にとどめる外はないのである。先ず、既に挙げた秋月抄などに引用されている文集の句について、そのいずれをみても、無内容な修辭に過ぎるものではなく、人生の無常を基調とし、抄出の仕方もたゞ美辭の部分だけを採るという態度はみられない。その内容は、それと並べて書かれている内典より抄出されたものともよく調和していさゝかも違和感がない。そ

れに白氏文集要文抄には、自然の描写やその他白氏一流の表現のために、修辭上の参考になりうる句も決して少くはないが、全体としてみれば、そういう要素に比して、「諷諭」「閑適」「感傷」のうち、感傷即ち悲哀の情をおびた作品が極めて多く、閑適のものは比較的少なく、諷諭は卷三、四が省かれていたので殆んどなく、たゞ、秦中吟から一首（不致仕）採られているに過ぎない。抄出に当っては、ここでも一首全体を写すという原則がみられ、それを全体として理解しようとしている。要文抄のこういう傾向を同じく示している一首（0551）に宗性が自から唱導の時使用すべしと書き入れ、しかも、宗性が唱導について積極的な姿勢を示したと思われる短い時期の中で要文抄が書写されているとすれば、宗性が唱導のためにこの要文抄をかなり重視したと見做すこともできると思われる。思想的に宗性は白楽天から特に学ぶ所はなかったであろうが、法を説き人をその道に入らしめるに、平易を旨とし、自然の描写のうちにも人生の悲哀を湛えるような文集の辞句は極めて有効適切であるといえるのである。良季は『普通唱導集』の序文に於て、表白文を批判し、唱導の功德を讚賞している。この上巻の書かれたのは正和五年とされ、宗性が表白文に對してもった正統的な感覺との間にはかなりの相違があるが、良季が祖師として、孔子、老子、顔回、人麿とともに白楽天をも加えていることは、唱導との関係からみても興味深いことと云えよう。

最後に要文抄を全体としてみれば、ときとして絢爛たる辞句を見、また或る時は人を無情に誘い、限りなき内省を強いることもある。これは無論白居易その人の投影でもあろうが、文集のうちから宗性が三百数十首を自からの手によって撰択したとすれば、そこに、宗性自身の内蔵するものが計らずも表出されたとみてもよいであろう。既にみたように、要文抄々出には、具体的意図が認められるが、その背後に、旧仏教の世界に生きた宗性の世俗への感慨を否定することはできないのである。

宗性略年譜

年号	年齢	表・白・願文	八講・參 加数	八講・論義	其ノ他
建仁二 1202	1				藤原隆兼ノ子トシテ生ル
建保二 1214	13				東大寺ニ入寺
建保三 1215	14		2	「俱舍三十講ニ參ズ」 「俱舍論頌疏講問答記」ヲ写ス	
建保四 1216	15	「諸人雜修善」 「祖師法印中陰願文集」(一軸)ヲ書写ス			
建保五 1217	16			「世親講聽聞集」(四軸)ヲ抄シ始ム	
建保六 1218	17		3	「華嚴宗論義抄」ヲ抄ス	
承久一 1219	18	「維摩會表白抄」(一軸)ヲ抄ス	3	興福寺維摩會ニ參ズ	任大法師
承久二 1220	19		1	「法勝寺御八講ニ參ズ」 「天台宗論義抄」(五軸)ヲ抄シ始ム	
承久三 1221	20		4	「最勝講問答記」(六冊)ヲ抄シ始ム	養父藤原宗行、承久ノ兵乱ニテ駿河ニ斬ラル
貞応一 1222	21		2	御齊會番論義ニ參ズ、 「法勝寺御八講問答記」(十五冊)ヲ抄シ始ム	
貞応二 1223	22		1		
元仁一 1224	23	「春華秋月抄草」(廿三冊)ヲ抄シ始ム、 「春華秋月本抄」(二冊)ヲ編ス	4		
嘉祿一 1225	24	「春華秋月抄」(三冊)ヲ抄シ始ム	7	「法相宗論義抄」(二軸)ヲ抄シ始ム	
嘉祿二 1226	25		5	「法勝寺御八講疑問論義抄」(二軸)ヲ抄ス	
安貞一 1227	26		5		

寛元一	仁治三	仁治二	仁治一	延応一	暦仁一	嘉禎三	嘉禎二	嘉禎一	文暦一	天福一	貞永一	寛喜三	寛喜二	寛喜一	安貞二
1243	1242	1241	1240	1239	1238	1237	1236	1235	1234	1233	1232	1231	1230	1229	1228
42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
											「春華秋月要句抄」ヲ抄ス 東山観音堂ノ啓白文ヲ草ス				
13	15	14	12	7	4	8	1		7	3	6			6	5
	「諸宗疑問論義本抄」(九冊)ヲ抄シ始ム		「御齊会最勝会問答記」(二冊)ヲ記ス						「天台宗論義本抄」(四軸)ヲ抄ス						「維摩会問答記」(九冊)ヲ抄シ始ム
「祖師上人御作抄」ヲ書写ス		任権律師	三会講匠ヲ遂ゲ				「大宋高僧伝指示抄」(一軸)ヲ抄ス	「弥勒如来感応指示抄」ヲ抄ス 「名僧伝指示抄」ヲ抄ス 「名僧伝要文抄」ヲ抄ス(各一軸)	「遁世述懐抄」ヲ抄ス	「弥勒如来感応抄草」ヲ抄シ始ム 「弥勒如来感応指示抄」ヲ抄シ始ム		夢見ニ云、三会講師ヲ遂ゲ	笠置寺ニ参籠ス		

正元一	1259	58		3		
正嘉二	1258	57	「承明門院御一周忌願文集」ヲ書 写ス			「禁斷惡事勸修善根誓伏抄」ヲ抄 ス、興福寺光明院覺遍入寂
正嘉一	1257	56	「承明門院御忌中諸僧啓白指示抄」 「承明門院御忌中願文集」ヲ抄ス	3		
康元一	1256	55		2		
建長七	1255	54		9		
建長六	1254	53		18		「明本抄」(十三冊)ヲ抄シ始ム
建長五	1253	52	「啓白釈經本抄」(一軸)ヲ抄ス	26	「新四季講勘文抄」(十三冊)ヲ抄 シ始ム	補大安寺別當
建長四	1252	51	「白氏文集要文抄第一」ヲ抄シ終ル	18		
建長三	1251	50	「高倉院宸筆御八講初座啓白等」 ヲ書写ス	25		
建長二	1250	49	「啓白至要抄」(二冊)ヲ抄シ始ム	31		
建長一	1249	48	「白氏文集要文抄第一」(一冊)ヲ 抄シ始ム	27		任法印權大僧都 「日本高僧伝要文抄」ヲ抄シ始ム 「日本高僧伝指示抄」ヲ抄ス
宝治二	1248	47		30		
宝治一	1247	46		27		
寛元四	1246	45	「讚仏乘抄第八」(一冊)ヲ抄ス	25		尊勝院院主トナル
寛元三	1245	44	「願文集」(二冊)ヲ抄ス	17	「諸家八講疑問論義用意抄」(二冊) ヲ抄ス	補權大僧都
寛元二	1244	43		19	「諸宗疑問論義抄」(廿二冊)ヲ抄 シ始ム	任權少僧都 夢見ニ云、補東大寺別當



	弘安一 1278	建治三 1277	建治二 1276
	77	76	75
			再ビ「白氏文集要文抄」ヲ抄ス
	1		
	六月八日入滅		

(平岡定海『東大寺宗性上人之研究並史料』ニ拠リ作製)

本編は昭和卅九年十二月五日、第十六回日本中国学会(於慶応義塾大学)に於て首題と同題で発表したものに加筆、若干の修正増補を加えたものである。宗性関係の書籍、文書類の閲覧に關しては、東大寺図書館狭川宗玄氏及び館員各位の御厚情を忝くし、平岡定海、堀池春峰の両氏よりは研究上種々教導を賜った。平岡氏『東大寺宗性上人之研究並史料』(三卷)や、堀池氏による『東大寺図書館蔵、宗性・凝然写本目録』に負う所は計り知れない。また、白氏文集金沢文庫旧蔵本については大東急記念文庫より閲覧の機会を与えられた。各位に対し深く感謝の意を表する。

(一九六五・三・一〇稿)